

# ドイモイ(刷新)政策導入後のベトナムに於ける 資本・金融自由化政策概観

原田 輝彦<sup>†</sup>

(日本政策投資銀行設備投資研究所)

---

\* 神戸大学大学院国際協力研究科教授・法学博士 金子由芳先生はじめ、筆者が所属する国際開発学会関係者の皆様から御助言を頂戴した。感謝したい。有り得べき錯誤は、すべて筆者の責任である。

<sup>†</sup> E-mail: teharad@dbj.go.jp

The Abstract of the liberalization  
on capital and money market in Vietnam  
after adopting the innovation (doi moi) policies

Economics Today, Vol. 27, No. 4, March, 2007

Teruhiko HARADA

Research Institute of Capital Formation

Development Bank of Japan

## 要 旨

1. ベトナムは現行 1992 年憲法 § 15 に於いて私的所有権保護を保障しており、政治制度面はともかくとして、経済制度面では一般に土地や生産財公有を特徴とする資本主義諸国法圏所有権概念とは一線を画する、社会主義法圏に於ける私法論とは趣を異にする法制度が定着している。この動きは、1986 年 12 月開催された第 6 回ベトナム共産党大会決議によるドイモイ（doi moi : innovation. 刷新）政策に端を発するもので、爾来 20 年余が経過した今日に於いては、国内的・対外的にも掌ての教条主義的中央計画経済制度への後戻りは出来ないものと見られる。
2. ドイモイ政策導入に際しては、政治権力中枢を担う共産党政治局内で守旧派との間で激しい議論が交された。その背景には、1946 年 12 月旧宗主国フランス軍との間で戦端が開かれて以来、1954 年 5 月ベトナム北西部ディエン、ビエンフーの戦いに勝利するも、ジュネーブ協定（1954 年 7 月）がなし崩し的に反故にされ、1960 年代初めには米軍介入を経、南北ベトナム全土に甚大な人的物的損害を齎した。救国独立戦争（ベトナム側の名称；所謂ベトナム戦争）勝利にも不拘、一向に改善されなかった国内経済状況に対するベトナム人民の不満を解決せんとした政治局の意思が存在している。すなわち、精強な米軍を前にして「貧しさを分かち合う社会主義」を特徴としていたベトナムが、1976 年 7 月統治機構上の統一を果たしたにも不拘、政治イデオロギーが前面に押し出され、①旧南ベトナム領域内で強行した資本主義的経済運営から社会主義的なそれへの切替、②カンボジア侵改（1979 年 1 月）・中越戦争勃発を契機に米欧日からの embargo（貿易取引禁止）、及び③COMECON 盟主であった旧ソビエト連邦、東欧諸国経済取引低迷等が祟り、戦時経済体制から平時経済 mode への円滑な切替に失敗したことが、路線転換の大きな誘因となった。
3. 先行研究を概観すると、アジア（NIES、ASEAN）諸国経済成長に際して、所謂開発主義的手法が韓国・シンガポール・マレーシア・インドネシアは固より、1960 年代高度経済成長期日本に於いても有効な経済運営に資する環境にあったことが分かる。一方、独立統一後ベトナムに於ける標記ドイモイ（刷新）政策切替以前には、資本の原始的蓄積が不十分な中、強力な政治権力が農業集団化・企業国有化等不適切な経済政策を実施したため、標記国内経済の混乱を惹起したということが分る。開発主義的経済政策が有効に機能したのは NIES、ASEAN 諸国や日本が元々指摘所有権制度には原則として手をつけることなく、自由な企業活動の自由を保障したことが大きく寄与しているという指摘（桜井毅編『経済学Ⅱ資本主義経済の発展』有斐閣大学双書 1980 年）があるが、ベトナムの場合その反対の政策を強行したことが、標記国内経済混乱を招来したと評す

ることが出来よう。

4. このような文脈で、1994 年以来 ODA の一環として開始され、2007 年の今日に於いても継続、民商事実体法、訴訟法、破産法等手続法領域をも包含する日本の法整備支援は、市場経済を規律し、円滑な資本移動、法定果実の享受等という諸現象を私的所有権保護保障という法律学的切り口からベトナム社会に即した形で有効な処方箋を蓄積しつつある。1990 年台に始まった日本からベトナムへの海外直接投資活動が既に相当な残高で積み上がり、ベトナム現地で稼得した投資収益の再投資期を迎えている今日、多額の不稼働資産、不良債権を抱えていると直観される国有、国営企業（事業法人、金融法人両 sector に及ぶ）改革進捗状況は、ひとりベトナム政府経済政策担当部局だけではなく、既に日常取引を通じて直接間接に密接な利害関係を構築している日系企業にとってもまた、重要な関心事である。財産取引を規律する民商事法整備が一層重要な所以である。

以上

## 目 次

|                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                              | 1  |
| 1. 投資環境概観 .....                                         | 2  |
| 1-1. ベトナム工業化の程度とドイモイ（刷新）政策導入以後の<br>ベトナム経済政策概観.....      | 2  |
| 1-2. ドイモイ（刷新）政策導入以前－1975年4月以降 1986年12月以前－ .....         | 3  |
| 1-3. ドイモイ（刷新）政策導入以後－1987年1月以降－.....                     | 4  |
| 1-4. ドイモイ（刷新）政策導入以後のベトナムを<br>巡る外資進出状況（日系企業を中心にして） ..... | 7  |
| 2. 現行ベトナム資本・金融自由化の状況.....                               | 13 |
| 2-1. 外国投資法概観.....                                       | 13 |
| 2-2. 外国投資法改正と日系企業に対する影響.....                            | 13 |
| 2-3. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度の法理学的特徴.....                   | 14 |
| 3. 財産法原理とベトナム.....                                      | 15 |
| 3-1. 民法学（就中、財産法）の対象として観察したベトナムに<br>於ける存在・当為概念.....      | 15 |
| 3-2. ベトナム憲法と私法秩序との関係.....                               | 18 |
| 3-3. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度整備状況.....                      | 20 |
| 3-4. 法務省（JMOJ）による法整備支援の状況 .....                         | 23 |
| 3-5. 国有企業改革と法整備.....                                    | 26 |
| 4. 結語 .....                                             | 27 |
| 脚注 .....                                                | 29 |
| 参考文献 .....                                              | 44 |

## はじめに

1. ベトナムは、1986 年 12 月に開催された第 6 回ベトナム共産党大会に於いてドイモイ（刷新）政策導入を決議し、当該決議に基づいて翌年から市場主義経済導入を具体的な仕方で開始した。爾来満 20 周年が経過しており、もはや今日では少なくとも日常取引の表面に於いては嘗ての教条主義計画経済が齎した非効率な商品流通形態は見られなくなっている、と言っても過言ではない。爾後、現行 1992 年憲法§15 に於いても私的所有権保護を保証しており、土地や生産財公有を特徴とする資本主義諸国所有権概念一般とは一線を画する社会主義諸国私法論とは趣を異にした制度が定着しつつある。この文脈で、ベトナムは社会主義を政治理念としながらも、市場経済化を加速しており、1994 年 2 月米国禁輸政策解禁後、商品取引（＝貿易）と表裏一体を為す国際金融取引自由化を指向してきたが、2007 年 1 月、漸く念願であった WTO（World Trade Organization）加盟を認められる等ここへ来て、その市場主義経済 System が世界標準への catch up を果たしてきたと評せよう。
2. この間、ベトナムを含む東南・東アジア周辺諸国に目を転じると、ASEAN、NIEs 及び中国は、1980 年代後半以降遅くとも 1990 年代半ばまでには工業化による高い経済成長を達成してきた。国別には、改革・開放を旗印に、1980 年代半ば以降上海・広州等沿海部で高い経済成長を達成した中国・香港、台湾等の一群、そして遅ればせながらも、標記市場経済を通じて社会主義国家建設を志向するベトナム、大戦後旧宗主国の影響から解放される過程を経て独自成長を続ける諸国に 3 分類されるものと思われる。日本企業は、安くて豊富な労働力を求めて、Vietnam に注目している。「アジア工業圏域」と呼ばれるこの地域は、域内・域外双方向に跨り貿易・経済規模が急速に拡大する過程で、専ら米国標準に“依拠する”格好での資本・金融市場 globalization 化現象に巻き込まれている。決済過程で物流の反対方向に流れる資金決済に代表される資本・金融市場は、この意味に於いても目覚ましい変容を示しており、そしてその背後に万国共通の普遍的な意味での法の支配の拡がりがある。
3. 本稿では、この間に於けるベトナム国民商事関係立法動向を振り返りつつ、当該立法政策を齎したベトナム国社会・経済状況の変遷過程とそれに対する評価、WTO 加盟後、ベトナム政府が指向する資本・金融自由化政策概観を通じて、予想される今後の在ベトナム日系企業（日越合弁企業を含む）経営行動等について私見を述べるものである。本論文執筆にあたっては、筆者が在学している神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程指導教官・法学博士金子由芳教授はじめ、在日本ベトナム社会主義共和国大使館、ベトナム経済研究所やベトナム現地 Hanoi、Danang、Ho Chi Minh City 関係諸官庁・団体役職員の方々から、貴重な御示唆を賜った。あり得べき錯誤は、総て筆者の責任である。大方の御批判・御助言を頂戴したい。

## 1. 投資環境概観

### 1-1. ベトナム工業化の程度とドイモイ（刷新）政策導入以後のベトナム経済政策概観

#### 1. 総 論

日本、NIES、ベトナムが加盟している ASEAN およびその他の国から構成されるアジア諸国の間には、工業化の程度や水準の面で大きな格差が存在している。これと対応する格好で、様々な技術、企業統治能力（=所謂 corporate governance）面にも広汎な多様性が認められていることも、また明らかである。このような差異は、歴史的に見ると嘗ての日本と先進工業国の間にも存在した（太平洋戦争戦前～戦後も復興過程を経て、欧米工業先進国に catch up する 1960 年代までの期間）。日進月歩で先端技術開発が進む今日、嘗てのそれと比較したとき、彼我の技術格差は、遥かに大きな差異が認められる、と言えるよう。日本の場合、1960 年代初頭には産業保護政策に転機が訪れ、欧米先進諸国から導入した中間技術・在来製品改良等によって技術格差に由来する工業製品の国際競争力を凌ぐことが出来たものの\*1、Globalization の荒波に曝されている現代の開発途上国の場合には、もはや同種政策は取れないであろう。1975 年春、長期の戦乱が収束してから、漸く 30 年余が経過した現時点に於けるベトナムの場合も、多様な産業保護政策的な手法を用いて、標記格差が齎す困難に対処する必要がある。

ベトナムの場合も、経済的・社会的条件の諸側面に於いて、アジア諸国で共通して観察される以下の pattern を指摘することが出来る。すなわち、足許経済状況については、(i) 民間資本蓄積が脆弱であること、(ii) これに伴い金融機関が担う信用創造面でも、預金等の本源的蓄積に乏しいため、産業政策上急速・大規模な外資導入による工業化が緒に就いた段階に留まっていること。

この状態は、当分続くものと思料される\*2。

かかる意味で、嘗ての計画経済から市場経済移行を国是にしているベトナムでは、事柄によっては既に移行が完了した領域も散見されるが、その経済 System には、本来部分によらず全体として機能すべき制度設計が行われている直中にあるため、金融機関・国営企業改革、財政・税制改革、価格自由化や貿易自由化等々、個々具体的に進められている改革が全体としては未だ整合性を有する状況にまで達していない、と評し得よう。ベトナムが市場経済に移行しつつあることは、既に「お題目」レベルを越えて実効性を確保する状態に至っている一方で、依然として下級官吏の汚職、朝令暮改的単行法公布等の諸現象もまた観察されている。これらの現象は、市場経済移行に伴い、社会的共通資本の役割を担っている法制度整備が、容易ではないことを示している。

## 2. 経済学から見た市場経済移行過程

ベトナムに於けるこの間の状況に関する経済学的視点からの分析は、以下の通りであり、筆者も同意見である（下線部筆者）。

「第 1 の特徴は、市場経済移行は経済システム全体の改革であるという点である。計画経済であれ、市場経済であれ、経済システムは本来全体として機能するように、その構成要素が設計されていなければならない。したがって、市場経済の一要素を既存の計画経済に導入した場合、それが期待されたような機能を発揮する保証はない。そればかりか、一つの異分子がシステム全体の機能不全を引き起こすことも十分有り得る。部分的な改革が失敗する理由がここに存在する。この意味では、市場経済移行は、既存のシステムの延長線上で修正を行うという連続的な過程ではなく、既存のシステムを破壊し、全く新しいシステムを創造する非連続的な過程であるという面を持つ。第 2 に、しかし市場経済という新しいシステムを構築し、それが円滑に機能するまでには、かなりの時間と試行錯誤が必要である。経済システムには慣性が働き、ある経済システムに親しめば親しむほど、別のシステムには適応しにくくなるという傾向が存在する。…」

桜井宏二郎「市場経済移行国の金融問題－ヴィエトナムのケース－」 pp.18-20

また、「市場経済移行とは、中央集権的な計画経済のシステムから、分権的な市場経済のシステムへの移行を意味する。日本や米国など高度に発達した資本主義経済で生活する人々にとっては、市場は空気のようなものであり、またそこで教えられる経済学の講義でも、市場の存在を当然の前提として需要と供給などの分析が進められる。しかし、市場とは本来長い経済の営みの中で創り上げられた制度であり、水や空気のように最初から存在したのではない。したがって、実際にそうであったように、計画経済システムの中に市場を構成する要素が備わっていない場合には、市場そのものを構築するという膨大な作業が必要となる。この意味では、市場経済移行は市場という『制度資本』を新たに創造する過程として捉えることができる。問題はこの過程に多くの困難が伴うことである。その困難はその国だけに、固有の場合もあるが、多くの場合は複数の国に共通するものである。」

桜井宏二郎「市場経済移行国における金融と資源配分の問題」 pp.280-281

宇沢弘文/花崎正晴編『金融システムの経済学』

東京大学出版会 2000 年

### 1－2. ドイモイ（刷新）政策導入以前－1975 年 4 月以降 1986 年 12 月以前－

ベトナムは周知のように 1975 年 4 月 30 日、北ベトナム軍が南ベトナム首都であったサイゴン市（何れも当時の名称）を占領し、約 30 年間に及ぶ長期にわたり国土を荒廃の極みに陥れた戦争\*3 は、漸く終結を迎えた。この戦争は 1946 年 12 月 19 日、前年の 3 月に日本軍により武装解除され、無力化していたフランス軍が再度力を取り戻し、ハノイに於いてベトミンの間で戦闘が開始されて以来（＝第 1 次インドシナ戦争～1954 年 7 月）の長期



にわたる民族自立を目指すものであった。北の軍事制覇による標記南北統一後、翌 1976 年国会に於いて憲法上も南北統一が宣言され、その後は旧ソビエト連邦による庇護下、ベトナム経済は、COMECON 体制\*4 に組み込まれることになった。以後、ベトナムは、旧サイゴン市を含む南部地方を含む全土に急速な社会主義経済建設を志したものの、遅くとも 1980 年代半ば頃までには行き詰まりが明らかとなった。

その原因として様々な要因が指摘されているが、大別すれば①今日では歴史的に明確となった社会主義「計画経済思想」それ自体に非能率性・官僚主義的独善性が存在すること、②供給が需要を規定するという標記経済思想の“論理”に基づく商品生産には、正統的な意味に於ける価格 mechanism が働かず、③社会一般に必要とされる商品が必要とされる時期に然るべき価格（＝市場裁定価格の意味）で、必要な数量を供給出来なかったこと等によるもの、と説かれている。このほか、標記 COMECON 体制下に於ける貿易活動は、その債権債務・貸借決済に於いて市場経済では自明の貨幣交換に基づく決済によるのではなく、例えば“原油とバター”等の所謂現物バーター取引を原則とする決済活動に終止しており、生産財・消費財等末端流通に至るまで各段階での取引が行われる「市場」に於いても、財産（権）移転に伴う反対給付を構成する“正当な対価”が円滑に決済され難い非効率かつ不十分な決済制度の下に置かれていたこと等によるもの、と思料される。極めて粗く言えば、ベトナムに於いても南太平洋に点在する諸島で原始時代に発生した特定の石貨・貝殻貨等が、ある閉ざされた地域に於いて物々交換時の「共通原始貨幣」として通用していた事柄と比肩し得べき非効率が齎した悪影響が、旧東欧諸国政治体制と共に、経済面でも COMECON 体制を崩壊させたのとはほぼ同じ現象が観察された、と見る事が出来よう。

### 1－3．ドイモイ（刷新）政策導入以後－1987 年 1 月以降－

かかる歴史的経緯を経て、1986 年 12 月に開催された第 6 回ベトナム共産党大会でドイモイ（刷新）政策導入が決議され、翌年から当該決議に基づいて具体的な仕方で市場経済の導入が開始された。爾来、既に満 20 年余が経過しており、現地実査で得た印象による限り、今日ではもはや少なくとも表面的な日常取引の場に於いては、嘗ての教条主義的な計画経済が齎した非効率な商品流通形態は見られなくなっている、と言っても過言ではないであろう。

このことは、1976 年 7 月、統一ベトナム国（＝ベトナム社会主義共和国）発足後の（i）ソ連型重工業化政策の失敗、（ii）ベトナム軍によるカンボジア侵攻（1979 年 1 月～1989 年 9 月）の結果、日本を含む西側諸国援助停止等が祟り、国民に経済的疲弊を余儀なくしたことを受け、ベトナム共産党政治局自体が已むを得ず採用した経済政策実施方針変更であった。これについては、「マルクス・レーニン主義と深い関係を持つ Ho Chi Minh 主義（＝ベトナム“Ho Chi Minh doctrine”）に基づき国造りを行う」と規定する最新（＝現行）1992 年憲法前文にも見られる、国家の「前衛である」指導層内部での対立過程云々よりも、戦時下の生活苦とさほど変わらない不便・不如意の日常消費生活を強いられるベトナム人

民の心を捉えて、「体制維持に資する」との深謀遠慮による方針転換であった、との穿った見方も一部では行われている。また、この動きに関連してベトナム憲法（＝統治機構）を読むと、たとえ共産党員が議員の殆どを占める一党独裁的な国会であったにせよ、ベトナム国会を構成する個々の人民代表が自由に発言する機会が与えられたことを通じて、国家の「前衛である」党中央部に生活苦を直接訴えかける方法が憲政上開かれたことを意味する。

その後 1994 年 2 月、クリントン米大統領（当時）が対ベトナム禁輸政策を解禁して以来、日本をはじめとする西側諸国による経済支援が再開された。それ以降、ベトナムは急速な経済成長を遂げてきており、その過程で計画経済時代に比較すると、様々な分野で市場経由での経済取引が拡大し、財産法分野に関連する取引を巡る私法関連事象は、一層複雑化・高度化するようになってきた。その文脈で、旧ソ連・東ドイツ・ポーランド、チェコ・スロバキア、ハンガリー等中東欧諸国が市場経済に移行する過程で見られた事象と同様に、ベトナムに於いても非効率な要素を抱えた国有企業改革が焦眉の急になってきた。ベトナムに於ける“（国営・国有企業）会社化”の現状は、中小規模国有企業を対象に限定された規模で実施されてきたが、その所有構造は、国家・従業員所有者による特別多数決条項が引き続いて維持された。その理由は種々考えられるが、ベトナム共産党内部での権力闘争が背景に存在しているということが、各種文献に記載が見られる\*5ものの、紙幅の都合上、その解明については他日を期したい。また、ドイモイ（刷新）政策導入前後ベトナムに於ける価格理論機能状況についても、同じく詳細は割愛する。

再説すると、ドイモイ（刷新）政策開始初期から現在に至るベトナム国有企業改革は、所有（＝持分乃至 株式放出等財産法分野に踏み込む本格的）改革を意図する要素は小さく、国家所有・支配の基本を維持しながらの、いわば弥縫策的対応に留まってきた経緯が観察出来る。このようなやり方は、社会主義・市場経済運営面で身近なお手本である中国が採用してきた方針を基本的には学ぶ漸進主義“gradualism”の一例である、と理解されてきた。

しかしながら、昨 2006 年 4 月、開催された第 10 回ベトナム共産党大会で採択された経済路線は、標記傾向を維持しつつも、一面では経営自主権・独立採算性強化、株式会社化（＝equitization）を本格的に推進することを決議するなど国営・国有企業経営改革に本腰を入れて着手し、マクロ経済運営面でも財政政策・金融政策両面での「ソフトな予算制約」を維持することを通じて、新しい経済政策が段階的に推進・強化される方向性をも示している。

ここで、ベトナムが標記“お手本”としてきた中国財産法（＝物権法）整備に関する最新情報を紹介したい。中国では「会社化」（＝equitization）の流れは現実に急速な進展を見せており、足許 2007 年 3 月 8 日、第 10 期全国人民代表大会では、その第 5 回会議全体会議に於いて「私有財産不可侵」なる文言で文化大革命時代に於ける中国内部事情を知る者からすれば、驚きの念を禁じ得ない内容を含む中国物権法草案が審議されている。その所有（権）構造については、1949 年 10 月、建国以来の原則である国有・従業員所有を越

えて、集団所有・民有の比重を漸増させることにより、財産法分野に関連する取引を巡る私法絡みの諸事象に対して、複雑化・高度化した取引現実に応える仕方が漸進主義的に関与する法思想が採用された、と見られる。このように、今次中国物権法草案中には、これまで生産手段公有を原則とする社会主義国に於いては、将に“革命的”内容が含まれている。その内容は以下の通りで、断定こそ出来ないが、何れ近い将来に於いてベトナムに於いても今次中国物権法草案に盛られている法思想・概念が取り入れられることが予想される。

#### i 今次立法経緯及びその評価

中国の場合、社会主義公有経済制度から出発し、1979年改革開放政策に転じて以来、1992年鄧小平の所謂“南巡講話”により加速された中国市場経済移行過程で、請負制等経営改革処方箋の根拠法となった全人民所有制企業法ほか既存国有企業法分野が併存されてきた\*6。

暫定的に試行されてきた会社法制は、会社法（＝旧法1993年・新法1999年）等実定法条文の形をとって結実している。このことは、中国が会社法立法の延長線上で法律的に会社制度を規定して、その基盤を同一平面上に展開しようとしている方向にあるもの、と思われる。

今次立法は、加速した中国市場経済化に於ける法思想の重大な到達点であり、財産法分野での根拠法である物権法で明確に条文という形を取りつつ、市場経済活動が私法（＝財産法）基本原則として制度的にも一層の自由化、そして民衆財産（権）に対する保護が法律的に与えられたことを意味する。立法過程を振り返ると、早ければ3月中旬にも成立が確実視される中国物権法草案は、2002年12月、全国人民代表大会代表常務委員会に提案されたものの、中国共産党内部で、社会主義法理論での一大原則である生産手段公有原則に拘泥する旧来型社会主義制度を擁護する立場に立つ代議員連から、強硬な反対意見が提出された。常務委員会審議は7回と過去最多を記録したものの、市場経済を経由して中国経済が成長する上で、標記財産法の一般法規定である物権法整備は喫緊の課題であり、今次法案成立が確実となった経緯がある。この点で、貧富格差拡大等様々な矛盾を孕みつつも、市場経済が社会主義・資本主義等政治体制相違を超越する格好で、全世界に広がりつつある状況が法的に確認されたことには、大きな意義が認められる。

#### ii 条文構成

今次中国物権法草案は、全文247条から構成されている。基本原則を規定する章では「国家、集団（＝日本で言う会社・営利法人に類似した概念）、私人に於ける物権（＝所有権）は、法律の保護を受け、如何なる組織・個人であれ、これを侵犯してはならない」という原則が宣言されている。この規定は、現行の中国憲法が（＝2004年に私有財産保護規定が明文化された）私有財産に対する「神聖不可侵」－フランス民法に言う同種概念とは異なる－を規定し、土地等の公有財産と私人に於ける物権（＝所有権）は等しく

位置付けられるべきことを容認している。本件概念が物権法に明記されたことで、憲法上の権利が裁判実務上も明確な形で保護されるべきことが宣言されている。また、私人所有権に関する規定も、「合法的な貯蓄、投資、収益は法律の保護を受ける」「如何なる組織、個人であれ、占拠・略奪・破壊を禁止する」等の規定が盛り込まれており、この部分で社会主義特有のイデオロギー的な色彩が後退している。

一方、このところ中国国内で喧しい都市部に於ける強制立ち退きや農村部に於ける強制的な耕作地収用についても、居住条件を勘案して相当な金銭補償を明確化し、特に生産手段を奪われる農民の生活を保護する規定が挿入されている。更に、物権それ自体に基づく妨害排除請求権（後述）に対する責任追及規定があり、「公権力濫用に際して、所有権に基づく財産（権）保護」が図られることになった。また、特筆されるべき規定としては、農地請負経営権を市場に於いて流通促進させる企てが条文上観察されることに加え、取得時効に関する規定振りは現状得ている情報では審らではないが、30年満期経過後契約更新を容認すると共に、家屋（＝上物）所有者は土地使用権を自動延長出来る等、経済的意味に於ける土地所有権が強化される等、民衆財産権保護を強化することが、既に既成事実化している市場経済秩序規範化を通じて法律上からも維持・強化される流れが明確に宣言されている。なお、最近時点の中国に対する直接投資動向等については、脚注\*7を参照のこと。

#### 1－4．ドイモイ（刷新）政策導入以後のベトナムを巡る外資進出状況 （日系企業を中心に）

##### 1．日系企業のベトナム進出

###### （1）アジア経済危機と日系企業のベトナム進出

与えられた紙幅の都合上、本節ではベトナムに進出した日系企業のうち2001年以降の現況に分析焦点を絞り、ここではベトナム現地進出の経緯、及び現状に於ける問題点等について概説する。執筆にあたっては、先行業績による知見に加え、筆者が現地日系銀行支店・駐在員事務所、商社等を実施したヒアリング情報に依拠するところが大きい。ベトナムに対する海外からの直接投資は、アジア通貨危機が発生した後、1999年には16億ドルまで落ち込んだ。その後、2000年20億ドル、2001年22億ドルと回復したが、2002年には13億ドルに再度減少。2003年には15億ドルと微増で推移した。2004年は1～11月にすでに20億ドル弱を達成しており通年で1998年以来の高水準になるのは確実であった。日本からの投資額推移も2004年1～11月は既に2億ドルに達しており2003年通年の1億ドルから倍増した。2005年以降も、北部でキャノン、南部で日本電産グループ等大型投資計画があり、投資金額は堅調に推移してきている。速報ベース最新各種統計\*8からもこの傾向は、大筋に於いて変わらない。

【ベトナムへの海外からの直接投資動向】

|           | 1995  | 1996  | 1997  | 1998  | 1999  | 2000  | 2001  | 2002  | 2003  | 2004.1-11 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 件数        | 367   | 325   | 417   | 228   | 308   | 355   | 458   | 669   | 596   | 630       |
| 金額(百万ドル)  | 6,524 | 8,497 | 4,737 | 3,658 | 1,567 | 1,989 | 2,192 | 1,333 | 1,513 | 1,984     |
| 前年比伸び率(%) | 75.3  | 30.2  | -44.2 | -22.8 | -58.0 | 25.8  | 10.2  | -39.2 | 13.5  | -         |
| うち日本      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |           |
| 件数        | 47    | 54    | 65    | 12    | 14    | 25    | 40    | 48    | 53    | 52        |
| 金額(百万ドル)  | 1,130 | 591   | 657   | 108   | 62    | 81    | 164   | 102   | 100   | 201       |

(出所) CEIC、JETRO 資料より UFJ 銀行作成

1997 年 7 月、タイ・バーツ暴落により発生したアジア経済危機は程なく周辺諸国にも波及して、ベトナムにあっても (i) 輸出低迷による外貨繰りの悪化、(ii) ASEAN 加盟諸国相互関係緊密化に伴う対東南アジア新規海外直接投資減少等在越日系企業も、想定外の厳しい経営環境が齎された。編年的に見ると、1996 年は越国政府による外国投資認可額が頂点に達しており、海外直接投資を決めた多数の企業は、1997 年～1998 年が実際に操業開始する予定年度となっていた。しかしながら、(i) 生産立ち上がり期製造原価目標未達、(ii) 急激な販売市況悪化等が祟り、当該企業の業績は軒並みに悪化を見た。ベトナムの場合、隣国のタイ・マレーシア等現地通貨下落に起因する自国通貨 VDN 切上げが輸出競争力を削ぎ、それまで年々平均 10%超の増加率を謳歌していた輸出に大きな打撃を与えることに繋がった。一方で、これら経済環境の急変に対する越国政府当局の認識は、当初このような外国直接投資不振を「アジア経済危機に伴う一時的環境悪化」で、「速やかに改善する」由事態を甘く見ていた節もあり、timely であるべき経済改革の速度を上げなかった徴候が認められる。すなわち、社会主義市場経済を規整する法整備絡みでの①外資優遇関係法令・通達等関係条文公布遅延のみならず、利害関係者間複雑な利害関係調整を要して、②越国政府が抱え込んでいる構造的問題たる国有 (or 国営) 企業改革、③改革を資金面で銀行信用創造機能を活用して支える金融改革等厄介な国内問題解決施策先送り等が観察される。越国政府が標記の中期的かつ構造的な新規海外直接投資冷え込みの深刻さに気付いて、具体的対応策を打ったのは、IMF・世界銀行主導 Conditionality 奏功後、タイ・韓国等に於ける深刻な経済危機からの回復萌芽が見え始めた 1999 年 3 月頃のことだった。

その内容は、(i) 外資企業適用電力料金、及び (割高) 国際電話料金引下げ、②外国企業現地駐在員事務所設置手続簡素化、③現地ベトナム人従業員法定最低支払賃金 VDN 建 (従前は US\$建) 切替、④外国人 vs. ベトナム人二重料金体系撤廃等が骨子であった。爾後、2000 年 6 月越国会は、⑤改正外国投資法を可決公布し、外資系企業越国内投資を一層懲誘する政策採用に加え、2003 年 4 月⑥稼得投資収益現地再投資障害であった国内企業 (=合弁・独資形態外資を含む) 外貨預金強制 VDN 建 (=外貨強制売却制度)、及び⑦投資収益本国送金時に障害となっていた利益送金税額軽減施策 (=何れも 2003 年 4 月)、並

びに⑧主たる海外直接投資元である、日本人に対して短期査証免除措置（2004 年 1 月\*9 等矢継ぎ早に行い、輸出加工型企業を越国内に呼び込むことに焦点を当てた構造改革に注力した。旁々、製品輸入を主たる業務内容とする企業についても、輸出加工型企業同様平等原則に配慮した政策対応を行っている。標記改正外国投資法施行細則改正、②労働法改正\*10 等実体法規の他、課税面でも法人税・特別消費税見直し等が行われ、越国法制度整備にあたり、Doi Moi 進捗に伴う社会主義市場経済化に平仄を合わせた国内実体経 sector 多様化、国際標準税制との整合性等睨んだ一連の動きと解される。

## （2）ベトナムに進出した日系企業の特徴

2001 年以降もベトナム進出を継続している日系企業の特徴を列記すれば、以下の通りである。

- （i）100%外資形態（＝所謂“独資”形態）が増加していること
- （ii）輸出加工型企業構成割合が高いこと
- （iii）工業団地、乃至輸出加工区への進出企業構成割合が高いこと。例として北部工業団地日系企業操業条件等を示す。

|         | タンロン工業団地                            | 野村ハイフォン工業団地                  |
|---------|-------------------------------------|------------------------------|
| 開発者     | 住友商事                                | 野村證券グループ                     |
| 賃 料     | 希望価格 US\$65-70/m <sup>2</sup> （交渉可） | US\$32/m <sup>2</sup> ～（交渉可） |
| 立 地     | ハイフォン港までトラックで 3 時間<br>国際空港まで 14km   | ハイフォン港まで車で 15 分              |
| 労働力     | 確保容易だが徐々に遠方からも採用                    | 確保容易                         |
| 賃金上昇率   | 今年は 10%程度に                          | 今年は 2～3%                     |
| ワーカー初月給 | 約 65 万ドン （41 米ドル）                   | 約 49 万ドン （31 米ドル）            |
| ファシリティ  | 工業団地内に日本食レストランあり<br>消防署あり、貸事務所あり    | レンタル工場（標準工場）あり               |
| 電 力     | 公共電力、年数回停電あり（短時間）                   | 自家発電、停電なし                    |
| 通 信     | ソフト開発もできる通信インフラあり                   |                              |
| 住環境     | ハノイ（日本人学校あり）に近い<br>日本人はハノイから通勤      | ハノイから遠いため日本人は<br>ハイフォン市に居住   |
| 主要入居企業  | キャノン、TOTO、デンソー                      | 矢崎総業、王子製紙、豊田合成               |

（出所）UFJ 銀行シンガポール支店経済調査班、海外出張時ヒアリング資料より作成

この理由は、概ね以下の通りである。

## （i）‘

2004 年 1 月、ベトナム政府は法人税率内外格差を撤廃し、内国法人・外国法人を問わず、留保金額に対し 28%の法人税を課することとした。一方、実務上も日系企業がベトナムに本格的な進出を果たした時期は、標記 1997 年～1998 年アジア危機前後であった

が、本件の法人税率内外格差撤廃の 2004 年時点でも旧ベトナム法人税法で認められていた最初に進出した時点から最長 8 年間にわたる法人税減免措置期間を越える企業は、殆ど存在していなかった（2006 年 9 月ベトナム現地実査時及び日系銀行現地支店聴取により確認）。本件内外格差是正による利益と合わせて、地価が高く操業費用が高くつく日本に見切りをつけ、中小企業を含む多くの日系企業がベトナム進出を指向することも経済原理のみから考えるならば、強ち不思議なことではあるまい。

また、これと同じ時期に外資系企業がベトナム国内で稼得した収益を本国送金する場合、従前課していた利益送金税廃止が影響している。税法上、本件措置は既にベトナム進出済み外資系企業に対して、不利益遡及効はないものの、新規稼働案件から揚がる投資収益を対象とする点、減免措置変更等の従前優遇措置後退との非難もあった模様である。しかしながら、①法人税課税面で内外企業取扱一本化による差別待遇廃止、②“ピンハネ的な”課税廃止の結果、外資系企業の海外直接投資長期的回収に際しての投資採算向上によるベトナム進出 incentive 上昇等の面でも、魅力は一層高まっている。

（ii）‘及び（iii）‘

ベトナム政府は「(同国内で) 生産する製品のうち、80%以上を輸出する企業」を輸出加工型企业と定義している。多くの場合、ベトナムに進出している外資系企業は産業基盤が未成熟である。

ベトナム国内から調達するのではなく、通常は自国からコンテナ乃至 bulk 輸送形態を取って原材料を調達する事例が多い。

【ベトナム北部工業団地の新人ワーカー賃金水準と賃上げ率】

| 工業団地名                       | タンロン                | 野村ハイフォン             | サイドンB周辺             | ノイバイ周辺               |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| ワーカー月額賃金<br>(新人)            | 41 ドル<br>650,000 ドン | 31 ドル<br>487,000 ドン | 40～45 ドル            | 45～60 ドル<br>(ワーカー一般) |
| 2004～05 年賃上げ率               | 10%前後               | 2～3%                | 6～10%               |                      |
| 最低賃金<br>(換算レート1ドル=15,750ドン) | 556,000 ドン<br>35 ドル | 487,000 ドン<br>31 ドル | 626,000 ドン<br>40 ドル |                      |

(出所) ヒアリングにより U F J 銀行シンガポール支店経済調査班作成。

※数字は大まかな目安であり、企業により上下がある。社会保険料等含まず。

※2005 年の賃上げ率が大きいのは 2004 年のインフレ率が高かったことによる一時的なものと見られる。

標記定義に該当する企業は、輸出品製造に必要な部品・原材料輸入に掛かる関税を免税されている。このような特典を瞥見しただけでも、ベトナム政府が輸出加工型企业進出を優遇していることは、明らかであるが、この政策は彼らにしてみれば現下の農業中心の社会構造を変革して、国民所得向上に直接的に有効な工業国型に変換することを通じ、Per Capita GDP に代表される統計上の最貧国からの脱却を政策目標の一つとしていることに

由来するものと思われる。また、工業団地や輸出加工区内で操業する場合、ベトナム政府が税関事務所や輸出入関連事務等に纏わる一連の行政事務を加工区乃至団地内に於いて一度で済ませることが出来る所謂“**One stop shopping**”的便宜供与を通じ、円滑な操業を支援している点も、日系企業経営者から高く評価されていることによるものと思料される。

このことは、標記①輸出振興に伴う外資系企業収益に対する法人税課税を通じた間接的外貨獲得に加え、②ベトナム人労働者採用による雇用効果等を期待する点、基本的な工業集積が未だ十分でない開発途上国が経済成長を意図する際、他国事例に於いても屢々観察される経済政策であり、特段批議されることはなからう。

## 2. 進出日系企業の悩み

### (1) 旧ソ連型重工業主体経済政策の失敗と日系企業進出

抗米救国戦争(1963年～1973年)及び米軍撤退後、旧南ベトナム政府軍との戦争に勝利した後、1976年7月、法的に独立を果たしたベトナムは、経済運営に際し一旦は旧ソ連型経済運営を図った。農業以外何らの国内産業の裏付け一就中、工業一もなく、消費財等米軍による防衛と供与する米ドル援助に寄生する格好で、ベトナム戦争時代資本主義経済体制下にあった南ベトナム地区で、新たにハノイ政府主導による社会主義化が急速に行われた。農民土地所有権が公共化され、華人ネットワークを活用し、効率的に運営されていた消費財流通市場も解体され、その過程で多数のボート・ピープルが国を見捨てた。フランスからの独立戦争が開始された1946年3月以降、戦時経済体制が約30年間にわたり続いていたベトナムでは、全土に平和が訪れた後、速やかな戦後復興が期待されたものの、「社会主義の勝利」を前面にし、“イデオロギー偏重”とも評価されることが多い旧ソ連型重工業主体経済政策が採用された。

この結果、民生安定に不可欠な消費財にまで国内生産力が回らず、配給制度が続き、またポルポト・カンボジア侵攻中勃発した中越戦争も生活を圧迫した。更に米国は、1963年以来(禁輸)政策を変えず、日本を含む西側諸国は、軒並みベトナム貿易禁止を継続した。この間、ベトナムはCOMECON経由で貨幣経済によらず物々交換baseで不足物資調達を行った。ソ連崩壊後、消費財を中心とする国民生活窮乏は拍車を掛け1986年、第6回共産党大会で社会主義市場経済を基調とするDoi Moi政策が採用された背景には、かかる窮乏からの脱却が政策転換の大きな要因となった経緯がある。

### (2) 脆弱なベトナム産業構造と日系企業

2007年はDoi Moi政策採用後、21周年にあたる。この間ベトナム経済は、1994年2月クリントン米国大統領による禁輸政策解禁後、もともとの発射台が低かった事情もあり、GDPベース対前年比8%超の経済成長を遂げてきた。この結果、民生も一時の窮乏振りからは脱却して、Ho Chi Minh City等大都市では輸入消費財が潤沢に出廻るようになり、自動二輪車でホンダ製バイクが普及している等国民の暮らし向きは、1950年代半ば以降嘗ての日本を思わせる速度で改善している。

しかしながら、embargo解禁後自動車・二輪車、家電産業等消費財市場に主要日系企業



が續々進出してはいるものの、金型、鋳物、金属加工等加工組立型製造業を支えるベトナム裾野産業は、依然未発達である。先進技術を擁する外資系企業が進出しても、ベトナム現地製部品調達は困難を極めている。その理由は、①日本では広汎に観察される系列・下請け関係を通じ、大企業たる組立専門親会社と中小企業たる外作業員間の役務分担関係が未発達であること、②依然としてベトナム企業風土として前述した一貫生産・一貫流通型の小回りが効かない国有（or 国営）企業を多数抱えて、長年続いてきたバオカップ（ベトナム語版“親方日の丸”、“丸抱え”）政策下染み付いた非効率な産業構造から脱却していないこと等が挙げられる。このほかに「鶏が先か卵が先か」の印象もある③企業発展に不可欠である売掛・買掛等短期信用を元にした商慣習・企業行動文化様式が存在していない等、枚挙に暇がない。現地日系銀行支店・駐在員事務所、商社等に対して実施したヒアリング情報並びに標記事情等総合的に勘案すると、低廉な人件費・高品質の労働力等を評価して、越国政府による熱心な勧誘に応じ現地進出を果たしたものの、日系企業が抱える大きな問題のひとつに、標記裾野産業不存在等脆弱な同国産業構造を挙げる企業が多い。

### 3. 日越投資保護協定

これら日系企業進出を背中から押すものとして、2003 年 11 月に締結された日越投資保護協定骨子は、以下の 2 点である。

①日越両国相互ベース内国民（＝最恵国）待遇付与

②所謂“performance”要求（＝現地部品調達比率・輸出比率等）強制禁止

建前として日系企業は、前述改正外国投資法、同施行細則等に加え、本件協定締結によりベトナム国内に於ける自由な投資活動が保障された。この結果、2002 年 9 月越国政府が現地進出済日系自動二輪車組立企業に対し、突然の輸入部品数量規制発動による操業停止等不測の最悪事態は、今後回避されることになった。また、標記二国間協定に加えて、漸く 2007 年 1 月にベトナムは国際法上一層強制力ある Multi national agreement である WTO 加盟により、これまで残存していた税関汚職問題等現場レベルで risk 要因についても断定は出来ないが、投資障壁のひとつが法的な枠組を持ち出すことが出来ることになり、改善されることが予想される。昨秋の筆者聴取範囲では、自社海外直接投資評価に関して、本音で「安心仕切っている」と表明する日系企業は少なかった。この背景には、①進出当初に於ける不公正・不透明、不慣れな行政手続等 soft wear 面での悪印象、②事業所立地場所接続道路、上下水道、電力・通信設備等 hard wear 面での立ち後れが主要因に挙げられよう。日系企業が好んで進出する工業団地外に敢えて立地を選択した場合、安定操業に不可欠の電力供給、廃水処理設備等自前調達を余儀なくされるため、この傾向が窺われる。

しかしながら、この間ベトナム側にも顕著な学習効果が認められ、1991 年 6 月、第 7 回ベトナム共産党大会で再確認された Doi Moi 路線堅持は、現場レベルでも③行政手続簡素一本化等所謂“one stop shopping”化等の部分で改善されている。

## 2. 現行ベトナム資本・金融自由化の状況

### 2-1. 外国投資法概観

#### (1) 積極的な外国資本導入による急速な工業化の必要性

法治国家・法の支配強化を志向するベトナムは、目下国是である「積極的な外国資本導入による急速な工業化」を産業政策の重点に位置付けている。一方で、足許の flow base 投資金額を見ると、前述アジア経済危機が勃発、対ベトナム主要投資国アジア諸国がまともに悪影響を蒙ったことも祟り、1997 年～2000 年頃まで低迷していた。この原因としては、経済が平時 mode の場合はともかく、一旦想定外の事態が発生すると「潜在化している経営 risk を最小化、経営危機回避に向けて円滑な協力関係を阻害する要因が顕在化すること」を挙げる経営者が多い。具体的に言うと、ベトナムの場合は (i) 自国通貨切り上げに伴う国内単位労働 cost 高騰、(ii) 事務労働に比し過酷な労働条件に晒され、結果として若年労働力を中心とする求人困難等種々の要因から外国企業が生産拠点を移転してきた事例が多数見られるが、日本であれば大企業と中小企業間で長年に涉って構築されてきた不即不離の関係―すなわち、景気変動の波を親会社・子会社間で単価・納期・代金決済等柔軟な処理によって乗り切る前述特殊日本的な長期的取引関係―がベトナムでは当然通用しないこと等を挙げている。この結果、十分な技術水準を持ち、高品質な部品が安定的に調達出来ることを前提に、強力な国際競争力を発揮し世界優位を確保してきた日本の加工組立型製造業であっても、自動車完成品メーカーが、ベトナム現地協力会社乃至下請工場集積不足に起因する産業基盤脆弱性故に、安定操業が継続出来ない可能性が散見されている。

1986 年 12 月に採択された“Doi Moi 政策”以前のベトナム工業は、前述したように旧ソ連型重工業一貫生産型モデル形態を志向し、国有企業を中心に形成されてきた歴史を持っている。このことは、日本の工業国化が成功した高度経済成長期（1955 年頃～1975 年頃）に於ける大企業 vs. 中小企業（＝下請・系列関係）に象徴される柔軟な相互補完関係が未発達である現時点ベトナム社会の発展段階に規定されるもので、ある意味已むを得ないとも評せよう。しかしながら、現実の企業経営は「円滑な原材料供給→良質な労働力による加工→仕掛品・半製品→完成品→販売→代金回収、買掛・未払金精算→拡大再投資」という一連の循環を経由して、free cash flow（＝《自由に使える》資金の流れ）拡大を志向するものである。この観点から見ると、何らかの理由―アジア経済危機の場合は、タイバーツに対する投機的な売り浴びせという外在要因による―で一旦資金の流れが阻害されや、直ちにモノの流れ（＝原材料から製品へ）も滞るという潜在 risk 存在に、改めて注意を喚起させられた企業経営者がベトナムに少なからず存在したこと指摘することが出来よう<sup>\*11</sup>。

### 2-2. 外国投資法改正と日系企業に対する影響

ベトナムが海外直接投資導入を本格的に採用することになった 1996 年<sup>\*12</sup>以降、実務進捗上不可欠である標記法令・通達等関連成文法規定が整備されることになった。(i) 投資

奨励分野見直し、(ii) 経済的な地域格差是正、(iii) 前述・投資権限を首相から特定地方へ移譲する範囲を明示すること等を主要改正事項とする 1996 年外国投資法は、施行細則ベースに於いても BOT、BTO、BT 契約に基づく投資事業認容など計画投資省～省レベル人民委員会～工業区・輸出加工区管理委員会に至る投資金額等に応じた具体的権限設定を明文で規定している。これにより、日系企業は商機を掴むためにベトナム国内投資決定を弾力的に実施することが出来るようになった。一連の関連成文法規定整備は、ベトナム企業にとっても社会主義体制下、生産手段公有思想が災いして Cost-Benefit analysis 不在等、市場経済競争環境では当然認識されて然るべき生産効率向上等等閑にし勝ちであった経営 mind を転換させ得る契機にもなっている。従って、①100%外資、②輸出加工型事業、③工業団地・輸出加工区入居を同時に満足する日系企業が成長軌道に乗ることを通じて、投資利益をベトナム国内へ再投資することに加え、周辺 infrastructure 整備誘導に伴うベトナム国内市場成長に裨益するプラス循環を齎すことにも繋がるであろう。現状を見る限り、日系企業経営者にとって、標記外国投資法改正は良い印象を与えている。ともすれば「場当たりの対応」と揶揄されてきたこともあるベトナム政府外資優遇政策についても、計画投資省内に 2003 年 Foreign Investment Agency 設置にも見られる如く、良好な business 環境形成に寄与する徴候が窺われるという前向きな印象を日系企業経営者が持っていること等、ヒアリング等を通じ得ることが出来た。かかる文脈で、人権保障と恣意的権力抑制を通じ、すべての権力に対する法の優位を内容とする「法の支配」が漸く企業の投資現場に於いても定着しつつある、と言えよう。

### 2-3. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度の法理学的特徴

標記の投資環境を規定する財産法制度を概観するために、ここでは最初に「(自由) 競争主義的私法制度観」と政策当局であるベトナム共産党指導によって、広汎な権限が与えられた「(国家) 介入主義的な私法制度観」が交錯する状況の併存現象につき説明する。説明上、記述に一部重複する箇所もあるが、御容赦願いたい。

1986 年 12 月、第 6 回共産党 (The Communist Party of Vietnam : 以下 CPV) 大会に於いて、Doi Moi : 刷新 (=Innovation) 政策採用が決定以前のベトナムは、中央集権的な計画経済の下で投資と貯蓄の主体は共に政府であり、資本配分を決定する上で文字通り金融は名目的な或いは限定的な役割しか果たすことが出来なかった。このように、発展途上国が計画経済から市場 mechanism に依拠した System に転換していく過程に於いて、金融絡みで大きな問題が生じることは、不可避である。かかる問題を通常の発展途上国を見る視点にのみ依拠して分析することは、不十分であり、結果として問題の本質を見誤ることもなりかねない<sup>\*13</sup>。以下、私法契約履行確保の視点から、素描して行く。

一般に資本主義国の民商事契約は、「契約自由の原則」を前提とした法概念設計図に従った制度設計がなされている。このうち、英米法を母法とする法圏に属する諸国では、common law が私法契約成立に際し前提となる“consideration (約因)”が当該法律行為を表示する

効果意思に表象されている限りに於いては、効果意思内容の如何に拘わらず、当該契約は原則として有効である客観主義を採用している。

一方、日本を含むヨーロッパ大陸法（＝独仏）を母法とする法圏に属する諸国は、当該契約に纏われる外形標準を一応有効である、と推定しながらも、i 英米法を母法とする法圏に属する諸国とは異となり、制定法としての民商事法典が個別に存在していること、ii 更に私法契約解釈に際しては、当事者が法律行為に於いて何が真意であるかその実質を考慮する<sup>\*14</sup> 意思主義が取られており、異なった理論構成が取られている。このことは、ある私法契約が成立するために、法律行為上、必要な効果意思である真意を欠く場合は、たとえ外観的表示があっても、契約は不成立（無効）であることが原則であるものの、ただし裁判所が「取引安全」の見地から外観理論（＝善意無過失で契約の外観を信じた第三者を保護する）に従う条文解釈を発達させてきた。

この文脈で、出自を異にする英米法も大陸法も、契約成立や取消等重要な法律行為について外観を重視する客観主義が、今日世界的な契約法の潮流であることは否めないであろう。更に、ただし、現代的課題としては英米・大陸両法圏ともに、不正競争防止法・消費者保護法等立法例が、更には伝統的な民商事法典自身の改正を通じて、公正衡平の見地から私的契約自治へ向けて立法介入を深める議論もまた目立っている<sup>\*15</sup>。

その理由は、英米法系統法圏に属し、common law<sup>\*16</sup> が前提とする法概念に従う諸国に於いても、法条の区々たる規定振りに拘泥することなく文理解釈を離れて、立法者が意図していたであろう「尊重すべき法価値」を実現するための法解釈・運用が行われているからである。換言すれば、英米法で言う“equity”概念の残滓を残しつつも<sup>\*17</sup>、英米法系統法圏に属する諸国に於いてさえ、大陸法系諸国立法・裁判実務に於いて定着している法解釈・運用の仕方が「公正衡平の見地から私的契約自治への立法的介入」という仕方で行われているから、と構成出来るからであろう。

### 3. 財産法原理とベトナム

#### 3-1. 民法学（就中、財産法）の対象として観察したベトナムに於ける存在・当為概念

歴史を振り返るまでもなく、財産法の範疇で行住坐臥我々の日常を取り囲む現実を観察すると、法律学的意味での様々な“規律”乃至“規範”と名付けることが出来る当為概念が広く観察されている。例えば、円滑な日常生活を営むために必要な衣食住に関連する事象からひとつの事例を選んで摘記してみても、（i）生命を養い、維持するために不可欠な飲食物入手・消費・廃棄等一連の流れ、（ii）寒暑から身を守る衣料や自然人の生活本拠である住居等を客体とする売買・交換・原始取得（＝国際法上の無主物先占概念を含む）等に纏わる社会習慣・道徳・倫理・法律などー社会的強制力をより強く持つ順番で、例示列举しているーが存在する。粗っぽい仕方ながら、同じ事象を経済学風に言えば、有用な生活資源の消費・交換を支配する「交換法則の類」を筆者は、ここで想定している。

その理由を探ると、法体系を含むあらゆる文化現象—例えば宗教・科学・芸術等—は、人間固有の創造力により発生・進展してきたためであり、法理学上の切り口で言えば、「人間は原初的に存在しているものではあるものの、ただ単にそのままの状態—dasein—に終止するのではなく、『他我を認識したい』という渴望が直ちに発生する存在である。これは人間が社会生活を為すべき運命を担って存在しているからである」と説かれる<sup>\*18</sup>。更に、代表的な法理学者達は、「『他我を認識したい』という渴望は、自我の孤独を超越し、広く世間（＝社会関係）の中にこそ、その存在性を規定することを以て、初めて安心立命の境地に達する本性適合的認識に支配されるからである」とする。人間が社会的動物であることは、古くアリストテレス以来指摘されてきた命題であり、各時代の法理学者達は洋の東西を問わず、それぞれ固有の説明振り・表現振りは多少異なるものの、この種認識に基づいてその理由を説明してきた。以上の命題は、文化現象の一部門に他ならない標記財産法の範疇に於いても妥当している。循環論になることを恐れるが、法も究極的なところでは、標記「自我と他我との関係を規律する当為概念そのものにほかならない、と考えられる。実定法学上も、現行日本民法（1896—明治 29—年法律第 89 号）及びその模範となったドイツ民法第一草案<sup>\*19</sup>は、ローマ法以来法典編別基礎に規定されてきた「一般法」に包含される諸要素を祖述している点からも、標記指摘は正鵠を射ている。

また、財産法—就中、物と物との関係を直接支配する物権法—に於いても、所有権・地上権が対象とする各物権の客体を遺憾なく利用するためには、ローマ法概念である *immission*（＝妨害排除請求権）を典型例に示される、「物権者以外に当該物件利用侵害を防止する対第三者との関係を規律すること」が物権法の主たる任務である、とされている。この点に於いて、債権法・家族法が規律する仕方と同様に、権利に関する不可侵性が法認識上の重要な要素になる。茲に於いて、物権の排他性は物—*Sache*—に関して、管理・支配し得る人—*Person*—が有する第三者による干渉を許さない物理的性質を法律上理論構成しているに過ぎない。このように、財産法はある任意の物件を巡り、それに関係する人と人との関係を管理・支配することに特徴があり、ベトナム民法（就中、財産法）を観察する際にも、その要素は普遍的に観察出来る。このことは、資本主義・社会主義等所謂政治体制の如何を問わず、人間集団（＝社会と言ひ換えてもよい）が成立するところでは、関係する当事者が意識的であるにせよ、たとえ無意識的であるにせよ、人間集団（＝社会）に自然発生的に生じる生活規範が、同種同形行為が反復継続する場合、容易に当該行為群に固有である慣習（法）的な取扱規範＝当為概念が成立するところからも、明らかであろう（前掲<sup>\*19</sup>参照）。

この潮流は、旧東側諸国が生産・分配・消費等経済活動分野を規整してきた財産法分野に於いても、旧ソ連型（社会主義）法体系から、政治理念はともかくとしても現象面では、西側諸国が 19 世紀初頭に於いてナポレオン法典（1804 年）を嚆矢として制定された近代民法の基底に流れる「所有権の絶対性に基づく財産保護原理」に裏打ちされた新たな立法活動支援要請に連結している。この傾向はヨーロッパ諸国のみに留まることなく、遠くアジアに於いても中央アジア（＝ウズベキスタン等）諸国、ベトナム等東南アジア諸国（＝

カンボジア、ラオス等）や北東アジア（＝モンゴル）等の各国で等しく観察される現象である。私見では、標記近代民法には以下 4 原則が指摘出来るものと考ええる。

（i）権利能力平等原則

民法 § 3 第 2 項「権利能力平等」は、単に文理解釈から「権利」だけについて規定したものと解釈すべきではない（判例・通説）。権利&（それに対応する）義務も含む「権利義務」能力平等と解釈されるべきであり、「義務」の部分を忘れてはならない。これに加え、平等であるのはあくまで「私権」（＝私法上の権利義務）であり、「公権」ではない。公職選挙法 § 9 § 10、憲法 § 44 等を一瞥すれば明らかであるように、「公権」に関し平等原則は保証されていない。

（ii）所有権絶対原則

物権に関しては、民法 § 175 § 206 が標記を規定している。

（iii）契約自由原則

§ 175（物権法定主義の反対解釈。条文を見る限り、債権に関し標記原則を否定する箇所を指摘見ることが出来ない）、及び § 91（任意規定と異なる意思表示） § 399（自由開放的な表現振り）に加えて、抑々債権各論上、契約は債権発生原因を代表する典型概念であることから、これもまた明確である。

（iv）過失責任主義原則

§ 709（不法行為による損害賠償規定）が明確にこれを宣言している。ただし、より厳密には § 415（債務不履行による同上規定）との比較論が必要であることは言うまでもない。

ここで、私が殊更に日本民法の規定振りを言挙げした所以は、後れて来た市場主義諸国にとっても「何故に、近代民法が包含する標記 4 原則を立法過程で検討せざるを得ない事情が存在するのか」という論題に言及するためである。すなわち、私見では標記 4 原則が指向する目的機能は、「産業資本主義の発展に対して法律的保証を与えること」に収斂するよう直観されるからである。

具体的には、以下の通りである。経済取引の相手方が権利能力（＝法人格を含む人格概念\*20）を有さない場合、手間暇を掛けて経済取引をせつかく成立させたにも拘わらず、当該取引行為が事後的に法律効果を否認される危険性がある。殊に、有償双務契約行為の反対給付として決済資金移動を伴う場合、事後的に無効乃至は取消得る行為と解釈されれば、危険負担の議論とも絡んで、当該弁済行為乃至債務履行行為が、不当利得 § 703 或いは不法原因給付 § 708 に転じる虞がある。市場主義経済が迅速かつ継続的な（商業）取引行為によって、当該 performance を最大限発揮出来るという特質を有する以上、標記の如き「法的不安定性」は除去されなければならないからである。別言すれば、「資本投下による利益回収速度を最大化する」市場主義経済機能を担保するためには、①有償双務契約行為の本質を構成する資金授受がある一定の秩序下、損害賠償予想額算出を可能とする私法秩序体系を要求し、②当事者双方間で行われる自由な市場を経由する経済取引が標記私法秩序体系

枠内で権利義務を確定させ、③安心して事業経営を継続することが出来るような社会装置（＝社会的共通資本<sup>\*21</sup>）を形成することが必要である。この文脈で、政治原理は取り敢えず不問にしつつ（＝私にはそのように思われる）、今日の旧ソ連型（社会主義）法体系から世界的規模で「所有権絶対性に基づく財産保護原理」を特色とする私法体系構築の動きに繋がる、と考える。

わが国に於いては、1868年明治維新後に本格的に導入された資本主義経済が、（i）歴史の流れの中で発展してきた諸事情、（ii）政府・企業・家計からなる各経済主体の相互関係、一殊に太平洋戦争敗北後の高度経済成長時代に各々如何持ち続けてきた関係一、そして（iii）21世紀初頭の今日、東・東南アジア経済との一体化が進行する中、製造業を中心とする標記「投下資本利益回収速度を最大化する」日本企業経営行動等を観察すれば、日本を含む資本主義型立法が「供給、先ニアリキ」式の“倒錯した中央集権経済”を基調とした旧ソ連型教条主義的な社会主義法圏立法活動に反省<sup>\*22</sup>を迫った結果であろう。かかる意味で、標記法制度を巡る社会諸現象を分析するためには、法律そのものに加えて金融等社会的制度面（＝広義の社会的共通資本）にも着目する必要があるよう思われる。前述市場経済に適合的仕組みとして「安定的な法制度に基づく財産権保護」が考えられるが、その背景に企業活動を円滑に促進するためには、預金を中心とする社会全体の余裕資金を原資にして信用創造を行う銀行が、経済活動に於いて血液にも喩えられる資金供給を通じて果たす様々な役割にも着目しなければなるまい。

### 3-2. ベトナム憲法と私法秩序との関係

Ho Chi Minh は、1946年憲法前文で社会主義思想を基底に置いており、19世紀半ば以降独立宣言を発した1945年9月2日までの80年余のフランス植民地支配と、それを容認してきたベトナム最後の王朝・阮朝が引きずっていた封建制度からのベトナム人民の解放を宣言している。条文では、Chapter1 Political Regime § 1 § 2 及び Chapter3 The Government § 43 に規定されている通りである（Constitution of the Democratic Republic of Vietnam 1946<sup>\*23</sup>）。

すなわち、公法学上、ベトナムは政治原理正統性を根拠付けるものと措定する社会主義思想を基底に置きつつ、その思想から演繹される“Ho Chi Minh doctrine”を一貫してベトナム国家の正統性—legitimacy—根拠に置いている。また、先進資本主義諸国に於いてさえも、完全雇用（＝失業者がいない社会）を実現させることが事実上実現不可能である中で、ベトナム政府が人民民主政治を標榜していることから、資本主義諸国に比した場合、記述がやや政治理念に奔り過ぎる嫌いはあるものの、ベトナム社会主義共和国国家の成り立ちが「持たざる者」の国家にある点、その文脈ではより一層の正統性があることになる。

このように、北ベトナム・ハノイに於いて Ho Chi Minh が南北ベトナム全土統一独立宣言を発した後、1946年憲法で初めて宣言した「法の精神」は、1969年9月、彼の死後も

継続した第2次インドシナ戦争（＝米国を主たる敵とする狭義のベトナム戦争）時代、及び抗米救国戦勝利（1975年4月30日）後、今日に至るまで大きな構成要素として標記“Ho Chi Minh doctrine”を求めることが出来よう。過酷な植民地支配の軛から脱して、ベトナム人がようやく贖い取ることが出来た国法学上の最初の近代的な国民国家憲法が「国家介入主義的私法制度観」が存在していることを容認する理由、背景・事情を構成していることは、Hans Kelsen や Gustav Radbruch らの所説を持ち出すまでもなく自明なことであろう。また、現在のベトナム政府に国家の正統性があることが確かであるから。なるほど、ベトナムは資本主義諸国とは政治体制が異なるものの、民主主義に基づく普通選挙を経由して政治体制を形成しているので\*24、国家の正統性があることは確かである。普通選挙制度の下で、諸国民は「国家公民（=citizenship）を担う主体である」として相互承認する。立憲民主政治（=Liberal Democracy）を採る国家に於いて、このことは不可逆的現象であり、ベトナム政府は憲法でこれを宣言している。

しかしながら、その一方で、憲法・行政法等公法領域で、独立戦争を戦い抜いた近現代史に由来する国家を指導する機関（＝ベトナム共産党）が、後見的に（！）私法制度に介入する「私法制度観」を、日本的に言えば裁判所・検察庁・弁護士から構成される法曹三者－ベトナム司法機関－が寛容にも（！）認めている事実に対する批判にも繋ることを見逃してはなるまい。ベトナム憲法に内在する標記指摘事項は、その後も改訂された1959年・1980年、そして現行1992年憲法に於いても基本構造は同じである。ここで doi moi 憲法とも別称される現行1992年憲法に的を絞って、民商事法典との関係を参照しながら、その立憲的特色を述べる。この憲法は、行政府が担う政策専決権限を柔軟にしている部分に注目すべきである。憲法前文に以下の記載がある（下線部は筆者）。

...Starting in 1930, under the leadership of the Communist Party of Vietnam formed and trained by President Ho Chi Minh, they waged a protracted revolutionally struggle full of hardships and sacrifices, resulting in the triumph of the August Revolution. On 2 September 1945, President Ho Chi Minh read the Declaration of Independence and the Democratic Republic of Vietnam came into existence. ...

（中略）... On July 1976, the National Assembly of reunified Vietnam decided to change the country's name to the Socialist Republic of Vietnam; the country entered a period of transition to socialism, strove for national construction, the unyieldingly defended its frontiers while fulfilling its international duty. In successive periods of resistance war and national construction, our country adopted the 1946, 1959, and 1980 Constitutions. Starting in 1986, a comprehensive national renewal advocated by the 6th Congress of the Communist Party of Vietnam has achieved very important initial results. The National Assembly has decided to revise the 1980 Constitution in response to the requirements of the new situation and tasks. This Constitution establishes our political regime, economic system, social and cultural institutions; it



deals with our national defense and security, the fundamental rights and duties of the citizen, the structure and principles regarding the organization and activity of State organs; it institutionalizes the Relationship between the Party as leader, the people as master, and the State as administrator.

In the light of Marxism-Leninism and Ho Chi Minh thought, carrying into effect the program of national construction in the period of transition to socialism, the Vietnamese people vow to unite millions as one, uphold the spirit of self-reliance in building the country, carry out a foreign policy of independence, sovereignty, peace, friendship and cooperation with all nations, strictly abide by the Constitution, and win ever greater success in their effort to renovate, build and defend their motherland.

現行 1992 年憲法前文でも見られる通り、ベトナムに於いては政治面で引き続いてマルクス・レーニン主義と深い関係を持つ Ho Chi Minh thought (= 前述ベトナム “Ho Chi Minh doctrine”) に基づき国造りを行うものの、市場主義経済を導入し、発展させていくことにより国民生活向上を図ることが宣言されている。対米救国戦争勝利後、ベトナムでは 3 回にわたり憲法改正を行ってきたが、このことは各憲法条文に於いていくつかの重要な変化が見られる。例えば、1980 年憲法で規定されていた閣僚評議会が内閣に改組され、内閣首班である Prime Minister が 閣僚任免権を行使しつつ、政策目標実現へと向かっていく (= Chapter viii The Government / § 109 ~ § 117)。元来、当該憲法改正前には政治機構である閣僚評議会は、ベトナム共産党（政治局）が策定する政策が体制順応的・大政翼賛会的な国会で通過させられた後、粛々と執行する機能が与えられていたに過ぎなかった<sup>\*25</sup>。それが、1992 年憲法改正に先立ち 1989 年に於ける国会改革以来、機能強化が図られ、国会による委任行為という解釈を経て独自に規則制定が行えるようになった。

このことは、前記ドイモイ（刷新）政策導入以来市場経済取引が広範に導入された結果、価格決定に代表される需要供給 mechanism が働くようになり、経済取引実体がある時点の立法段階で予想された範囲を超える事案発生に対し、立法府側裁量で実態に即したより妥当な解決を与え得る余地を拡大することに繋がっている。

### 3-3. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度整備状況

法社会学に於ける研究成果により、国家・地域などの言葉で定義されるある任意の纏まったひとかたまりの地域には、近代制定法が存在する以前に Zweigert や Koetz、或いは Rene David らが、それぞれの大著『比較法概論』で指摘している通り一法圏論で講じられる一それぞれ固有の多様な「法文化現象」が観察されることについては、今更多言を要すまい。ある纏まった、ひとかたまりの地域に賦存する地域全体規模で観察される農業生産力 (= 貧富の差を含む) : 代表例として、アジアの稲作やヨーロッパ麦作等により規定され、

生活・労働慣習、伝統的宗教感情などが「法文化の揺籃」となる。ベトナムを含む東南アジア・東アジア稲作地帯の場合、「法文化の揺籃」を形成する土壌には、次の3点が内在している。

- (1) monsoon 地帯にあって、周期的な気候に支配されていること
- (2) monsoon を土台に、主として農業が営まれていること。そこにあるのは、農業の生産性を上昇させるため、治水・灌漑投資が重要な機能を果たしている。
- (3) 農村共同体的慣行が(2)に由来して生まれ、多かれ少なかれ、生産・生活の各所において重要な影響を与えていること。

法制度は、この文脈で民衆レベルでの価値観が複合的に作用して形成されて、当該「法文化」に抵触しない仕方・範囲内に於いて各法圏内で民衆支持を受けて通用する固有の存在様式を持っている。法制度構築の直中にあるベトナムの場合、市場経済体制下で広く観察される前記憲法上統治機構概念から演繹される「自由競争主義的私法制度観」と「(国家)介入主義的私法制度観」の両方が併存しているためである。更に、理解を困難にする要素としては、ある場合に両者が交錯しているため、法理学上矛盾が生じ得る可能性が出現しているところに特徴がある。前者「自由競争主義的私法制度観」が、古くは18世紀後半 Adam Smith が語った「自由競争は“見えざる神の手”に導かれて、予定調和的に社会全体の利益に連なる」という著名な命題である「古典的資本主義観」に基づいて体系が説明出来るのに対して<sup>\*26</sup>、後者は Adam Smith の後、約100年が経過した19世紀半ば以降のイギリスで、そして世紀末にはドイツに於いても発生した社会矛盾を説明し得るとした、マルクス経済学から派生するベトナム “Ho Chi Minh doctrine” に由来していることに着目する必要がある。

無論、本稿で筆者が明らかにしたい論点は、資本主義・社会主義理論間の良否を声高に述べるところにあるのではない。筆者関心は、①資本主義乃至社会主義理論も共に、「法の支配」原理下にあること、②財産(権)が十分に保護・尊重されることなしには、市場経済が安定裡に発展することは難しいと直観されること、③当該財産(権)が保護・尊重されるためには、権利の実現のため強制執行力に裏打ちされた民商事契約を通じて、社会制度にまで高められた個々具体的な債権回収手段や方法が有効に機能していることにある。このほか、何よりも重要なこととして、④これら民法・商法等実体法に手続法(=訴訟法)を加味した実務を規整する法理論が、財産法に関して見事な一般法体系を構成している、古くはローマ法以来の起源を持ちながらも、その後各国固有の社会経済状況を反映して法典継受が行われた—19世紀前半のフランス民法1804年 Code civile de Napoleon、そして後半のドイツ民法1896年 Bürgerlichen Gesetzbuch(BGB)に結実していることを、近い将来に於いて素描することにも置かれている。

その前提を構成する本論文では、標記問題意識より帰納される近代私法学形成過程で議論された所有権概念=財産交換可能性・権利実現上不可欠である社会的強制に通底する理論体系解析が、私見によればベトナム法が規整する社会経済状況を構成する現実問題解決

にも裨益する、ことを示したい。この場合に於いても、前記「法の支配」原理が、実は実体法・手続法（＝訴訟法）両法領域にわたり、鋭い切れ味を示すであろうことを、筆者は直観している。

一般論はここまでとして、ベトナム私法の整備状況について概観したい。ベトナム民法典は、JICA 長期専門家派遣による日本の法整備支援が 1994 年に始まってから 2 年後の 1996 年になって、初めて施行された。その内容は総条文数 § 838 から構成されている成文法である。編別構成は、第 1 編 総則（条文数 § 171） 第 2 編 財産及所有権（条文数 § 113） 第 3 編 民事義務及び民事合同行為（条文数 § 349） 第 4 編 相続（条文数 § 56） 第 5 編 土地使用权（条文数 § 55） 第 6 編 知的財産権及び技術移転（条文数 § 81）そして第 8 編 涉外民事関係（条文数 § 13）の 8 編から構成されている。日本民法（明治 29-1896-年 4 月 27 日法律第 89 号：最終改正平成 18 年法律第 78 号）がローマ法を咀嚼した Pandekten System に従い、ドイツ民法同様に総則、物権、債権、親族、相続と整然とした規定ぶりになっている筆者にとっては、各編毎に当該編で規定されている内容に関する総則規定が存在していることに若干の違和感を覚えるところもある。一瞥したところではベトナム民法典は売買、贈与、貸借、契約、雇用、請負等財産法分野が主体となっている<sup>\*27</sup>。条文数から見る限り、家族法部分の規定ぶりは、財産法部分に較べて大まかな印象を受ける。しかしながら、日本民法が一般法中に、家族法（＝民法第 4 編及び第 5 編）を規定しているのとは異なって、親族・相続がそれぞれ特別法により規整されているのが実態である。

ベトナム法史と明治期日本法史概観を比較すると、ここでも両国が辿ってきた歴史の違いによって、標記彼我の違いがもたらされたことに気付かされる。日本の場合、明治政府が継受した西欧（殊に独仏大陸法）私法制度を模範に形成された日本の私法制度整備過程も、その背後に幕末、国際法現実に無知な故に、国内での議論、また勅許を得ることなく大老井伊直弼が調印した 1858 年安政 5 ヶ国不平等条約改正に資することも大きな誘因であった。換言すれば、1634 年海外往来・通商制限により実施された鎖国・平戸オランダ商館を長崎・出島に移した 1641 年が鎖国の完成以後、江戸幕府が唱え続けてきた祖法遵守が、西洋諸国からの開国通商要求に抗しきれなかったのである。18 世紀後半イギリスで起こった産業革命が、明治日本の開国に結びついた。19 世紀的国民国家の成立、そして財政を維持する上で不可欠な①領事裁判権・治外法権廃止②関税自主権回復が明治国家の主要政策目標のひとつではなかったか？ 安政 5 ヶ国不平等条約改正に成功したのは、日露戦争後のこと。明治末年を翌年 7 月に控えた 1911 年―日米新通商航海条約調印―のことであった。半世紀を超える長期を要した計算になる。

ベトナム民法典起草に際しては、大陸法系統諸国の影響が大きいが―日本・スイス・中国・旧 Soviet 連邦（後 2 者は、社会主義法体系に属するので、厳密な意味では別の法系統に属すると言わざるを得ない<sup>\*28</sup>―、後述日本による法整備支援が継続中であることなどから、ベトナム民法典自体の規定ぶりは総じて日本民法に似ている。具体的には、以下の通りである。

民法典論争―日本に於けるそれに加えて、私法分野では大陸法（＝初期はフランス法。

後にフランス法も影響を残しつつも、就中ドイツ法)を母法とするドイツ民法典論争に注目したい。管見では、ベトナム私法を概観する上で財産権を核とする所有権観念に関する論争内容が家族法－親族・相続－というドイツ民法に立脚すると、被相続人死亡を原因とする包括的・物権的な財産権移転が為される法現実に着目することにより、法理学がベトナム私法整備支援に必要である理由を実定法解釈の側面からも論証出来るよう思料されるからである。

### 3－4．法務省（JMOJ）による法整備支援の状況

1994年に始まった日本国法務省による法整備支援は、以下の経緯と内容を持つ（出所：法務省法務総合研究所国際協力部編「法整備支援－顔の見える国際協力－/ Technical Assistance in the Legal Field」）。なお、原文意図を損なわない範囲で、筆者が英語版を一部手直ししている。

日本は、現在も法曹・実務家、並びに専門官をベトナム現地に長期派遣している。筆者は数度にわたり東南アジア現地（ベトナム及びタイランド）に出張して、現地 JICA 長期派遣日本人法曹・実務家、専門官から種々聴取する機会に恵まれた。管見では、要請主義に基づき法曹出身長期専門家が現地社会経済状況に適合する仕方に対して現地関係者もそれなりの敬意を払いつつ一別の言葉で言えば、日本の経験を“押し売り”しない－地道な努力が評価されており、日本国法務省による標記法整備支援は総じて現地社会に貢献している、との印象が強い。

#### I. *Subject*

“Analysis of the developing Country’s private law changing- especially The Socialist Republic of Vietnam- from communistic law to modern westernized law”

#### II. *The aims of this analysis (only planning base)*

1. The mutual understanding modern westernized law between Vietnam and Japan.
2. To introduce these theme for The Japan Society for international Development & JALP (Japan Association of Legal Philosophy).

#### III. *Why is Technical Assistance in the legal field necessary in Vietnam?*

##### ★ *Legal System Run by people*

The word “Legal System” encompasses the system as the supreme law and subordinating system of laws. The Legal System stipulates the basic rules of society, aims at realized the rights and obligations of the citizens, and bears an important role in resolving disputes or maintaining public order by punishing wrongdoers. However, in order for the Legal System to function in actuality, citizens involved in disputes as

well as people of various occupations relevant to the Legal System must play their respective roles.

★ *Legal system as common property with other countries*

Development of means of transportation or telecommunication technology in modern society has expedited economic transactions and other international exchange. In a word where the transfer of people, capital, products, and information takes place everyday; the legal system of a country affects not only its own country but also other countries and their people. It is difficult to develop industries or economy without a sufficient and trustworthy legal system.

***IV. Situation of developing countries***

Many developing countries, however, suffer from a lack of legal system. Countries, which previously adopted a centrally controlled –economic policy, are especially urged to restructure their entire legal systems as they introduce market based economic mechanism. Since it is not easy for the developing countries to lay the foundation for a modern legal system rapidly and properly by themselves due to a lack of human and other resources, international institutions or developed countries are requested to provide technical assistance in the legal field.

***IV. History of the modernization of the Japanese legal system***

Until the middle of the 19<sup>th</sup> century, Japan had a legal system, which was heavily influenced by Chinese culture. However since the Meiji revolution in the late 19<sup>th</sup> century-1868-, Japan was urged by western countries to established a modern Legal System and therefore invited legal experts from European and American countries and also sent officers abroad to study various Legal Systems. Consequently the Japanese Legal System was modernized in accordance with changes in society and culture.

The Legal System should be changed in accordance with changes in society, the economy and culture. Updating the Legal System is a continuous process, and developed countries are also making efforts to restructure their individual Legal Systems in the 21<sup>st</sup> century. Japan is also in the midst a restructuring period.

※ In response to the ever-increasing requests for legal assistance from developing countries, The Japanese Ministry of Justice(MOJ) established the international Cooperation Department.

***V. The current situation for ASEAN countries law modernizing Aids by Japanese Government***

The phrase of “Technical Assistance in the legal field” is not yet commonly known

among the ordinary Japanese citizen. The reason why this “poor situation” occurs in Japan is because it has been only recently that such structured *Projects* of technical assistance had just begun. The fact is that in the fiscal year 1994 Development of the technical Assistance provided by MOJ started for ASEAN countries.

※ Some example of “Technical Assistance in the legal field” by MOJ are written below...

- 1994 Commencement of a country-focused training course for Vietnam
- 1995 Commencement of a country-focused training course for Cambodia
- 1997 Commencement of a multi-national training course for Mongolia, Miyamae, and Vietnam
- 2000 Dispatch of long-term experts to Vietnam
- 2002 Commencement of a country-focused training course for Indonesia & Uzbekistan

## ***VI. CONCLUSION: Importance of the Japanese Technical Assistance in the legal field***

Japan, which has the second largest economy in the world, has been requested to contribute actively to international society in every aspect. In terms of technical assistance in the legal field, Japan has the following characteristics:

- A legal culture different from that of other developed countries
- Over one hundred years of experience structuring her own legal system.  
Experience of having studied the main legal systems (of France, Germany, the USA, the U.K and others) and of introducing them.
- A social culture which has similarities to that of other Asian countries.

### **(Reference)**

***Basic Policy of the Technical Assistance Given by the International Cooperation Department of MOJ....*** The International Cooperation Department of MOJ emphasizes the following points as its basic policy in technical assistance:

- Respect for the independence of recipient countries
  - providing alternatives for legal systems while leaving the decision-making to Recipient countries.
  - conducting through surveys of the situation of recipient countries
- Middle and long term Projects
  - not simply drafting laws
  - placing importance on systematizing the execution and operation of laws and training human resources to enforce and practice law.

### 3-5. 国有企業改革と法整備

さて、法理学による私有財産制度と市場主義（経済、そしてそれを秩序付ける法の支配）との関係を巡る分析に対する憲法学者からの標記意見表明は、興味深い。すなわち、筆者はこの間のベトナム私法制度整備過程で、ベトナムが明らかに参考にしたと推察される中国で立法された各単行法を一通り閲覧した（英文）。それを約言すれば、中国の場合、1979年改革開放政策に転じて以来、1992年の鄧小平南巡講話により加速された中国市場経済移行過程で、請負制等経営改革処方箋の根拠法となった全人民所有制企業法ほか、既存国有企業法分野を併存させたままで

\*29で、暫定的に試行してきた会社法制が会社法（旧法1993年、新法1999年）等の形をとって実定法上結実している。紙幅の都合上、詳細は別の機会に譲るが、中国が「会社法」立法延長線上で法律上の会社制度基盤を同一平面上に展開しようとしている方向にあることと異なり、管見ではベトナムは独自路線を採ろうとしているよう窺われる。なお、民商事法等法律学分野で定義される市場は、講学上、国家高権のひとつを構成する市場貨幣発行権（＝*das Hoheitsrecht* 国家大権）を有する政府が、変動であれ、固定であれ外国為替相場が立ち、財政・金融政策を実行する現代の市場経済を前提とする概念である。ドイモイ（刷新）政策開始初期以降、ベトナム政府が実施している財政・金融政策はこの概念に符合している。先述した“原油とバター”等の所謂現物バーター取引に象徴される、主に物々交換により取引関係が完結するような *local market* は概念的には存在するかもしれないが、そのような周辺「市場」をここでは論究の対象としていない。

このことは筆者にはベトナム立法状況が、一般法としての会社法制とは別系統にある「国有会社統制を強化する法理論」を採用する方向で議論されているように理解される\*30。市場が政治体制の異同を越えて、共通に存在していることに鑑みれば、金子教授が指摘されておられる以下の提題は正鵠を得ており、筆者も共感するところが多い。

「ベトナム市場法整備は、民商二元断絶的な市場観を前提に、商事領域に介入主義的な国策介入根拠を張り巡らし、その制度設計は国有企業改革の方向転換を踏まえた国有会社主導の経済開発戦略を基本方針とする傾向が顕著に見出される。しかし、こうした国策優位の制度設計は、いずれは自由主義的な市場制度構築の要請と衝突する局面が避けられない。衝突が今までことさら顕在化していないのは、民間セクターの商事活動がいまだ勃興過程にあったがゆえであり、今後その存在が大きくなっていく中で、適正な制度基盤の不存在が改めて顕在化し、再構築の要請が高まることは想像に難くない。しかし、その際、自由主義的な制度体系の構築が国家の裁量主義的な介入機会を大きく阻んでいく展開を、政治過程がどのように受け入れていくであろうか。困難が予想されるところである。」

（出所） 第15回国際開発学会 全国大会論文集187頁

## 4. 結 語

筆者は、この論文の中で①ベトナム国の民商事関係立法動向を振り返りつつ、②当該立法政策を齎したベトナム国社会経済状況の変遷過程とそれに対する評価、③WTO 加盟後、ベトナム政府が指向する資本・金融自由化政策概観を通じて、④予想される今後の在ベトナム日系企業（日越合弁企業を含む）経営行動等について私見を述べた。これらは、市場経済が内在的に有する **Dynamism** がベトナム社会に於ける各種状況からなる任意の現実をして、立法者が立法時点での想定を超える規模と速度で「市場価格裁定が働き、需要が供給を規定する」という文脈で、“市場整合的に新しい現実を演繹せしめる”という動態的な法律観により説明出来る、という仮説に基づいている。このことは、先行論文<sup>\*31</sup>で筆者が述べたように、法が有する本質を理解するに際し、立論者がどのような立場に立って事柄を取り扱うか、という古くて新しい法理学上の重要な命題を極めることに繋がっているよう愚考される。

本件問題意識に関わる研究蓄積を通じて、筆者には統一以後現在のベトナム国に於ける私法制度整備を素材とする標記「近代私法学形成過程で議論された所有（権）概念＝財産交換可能性、権利実現上不可欠な社会的な強制に通底する理論体系を解析することが、

すなわち実定法・法理学の両者に豊穡な学問的成果を齎す」という素朴な問題意識を強めることが出来たように思われる。このことを前提に、ドイモイ（刷新）政策開始初期から現在に至るまで、所有改革を意図せず、国家所有・支配の基本を維持しながら、経営自主権・独立採算性・会社化（＝equitization）といった経営改革メニューを実施する方向を検討したいが、今後、筆者はベトナム実定法に準拠した具体的な紛争事案を通じ、個々の法現実に対して一層適合的な解決手段を探るという意味で **case method** を取り入れつつ、

“Radbruch の定式”－「ナチスや旧東ドイツに見られた不法といった特殊事例を越えて、政治体制一般・法一般に関連せしめられる時、民主国家の法にも潜む“不法”への潜在的危険を警告し、法・不法の流動性限界に最小限の指標を設ける。定式は、その場合、憲法制定者から、立法者、さらに法を適用し執行する諸機関に対し、“正義の最小限”を法に取り込むことを義務付ける－」<sup>\*32</sup>がベトナムに於いても成立し得ることを論証したい。

当該論証に成功したとき、市場経済舞台そのものである「市場それ自体」について、実定法学者（憲法学者）が提起している下記<sup>\*33</sup>の命題に対して、筆者なりの明確な回答を演繹することが出来るのではないか、と思われる。

記

- ・「現存する特定の社会を念頭に置きながら、自由で公正な社会の枠組を構想し、作動させるのに適合的な政府と市場の役割分担はいかなるものか。従って、『自由市場』vs.『政府』という構図の中で、一方を選ぶべきという問題設定はミスリーディングである。」
- ・「そして、ハイエクのように機能主義的な観点から私有財産制と市場を擁護する議論の帰趨は、『大きく経験に開かれている』といえよう。従って、前述した『複雑で微妙な考察』をどの場面（裁判所か、立法過程か）で行うか、という論点が成立するだろう。



他方、ノージック流の『自己所有権テーゼ』に基づいて、『市場主義財産制』を自然論として正当化することに成功すれば、政府と市場の役割分担は、ほぼ一義的に決まっていることになるので、『複雑で微妙な考察』は不要となろう。」

以上

## (脚注)

- \*1… これらの差異は、日本が1964年4月OECDに加盟した時点で産業保護政策に大きな転機が訪れた。すなわち、1963年2月、IMF理事会は、国際収支を理由とする為替制限禁止を勧告し、日本は翌1964年4月、当該勧告を受け入れて、IMF8国に移行した。また、GATTに対しても同じく1963年2月、日本は理事会に、同じく国際収支を理由とする貿易制限禁止を合意したGATT (§11国) 移行を通告した。これらにより、OECD に加盟した1964年4月を以て日本は終戦後続けてきた国内産業に対する全面的な保護政策から、原則として市場主義的産業政策に転換した。ただし、米等一部の農産物等については、引き続き高関税政策等に基づく産業保護政策が継続していることは、周知の通りである。
- \*2… ベトナムはドイモイ政策採用後、1980年代末に発生したhigh perインフレ、1990年代初頭まで従来大きな貢献をしてきた旧ソ連による援助停止等の困難にも拘わらず、ベトナム経済は、年間平均成長率8.9%（1992年～1997年）に達する高成長を実現した。開発途上国でも取り分け高い標記経済成長が可能となった理由は、①ドイモイ政策下の国内自由化、②ODAおよび民間直接投資を主とする急速な外資流入の2点に集約されるものと思料される。更に、これらの要因が新たな投資機会に結びつくことにより、スパイラル的に21世紀初頭の今次最初10年紀に於いても、目下のところ、同国生産・投資を活発化することに成功している。
- \*3… 東大作 『我々はなぜ戦争をしたのかー米国・ベトナム敵との対話ー』 岩波書店2000年  
今井昭夫 / 岩井美佐紀編 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店2004年ほか
- \*4… 東ヨーロッパ経済相互援助会議。1949年、東西冷戦の直中に第2次世界大戦後の欧州復興を目的に米国主導で組織されたマーシャルプランに対抗して設立されたソ連・東欧諸国中心の経済協力機構。ソ連崩壊に伴い、1991年 Council for Mutual Economic Assistance
- \*5… ベトナム共産党内部に於ける権力闘争実態については、未だ定説がない。
- \*6… 国有企業法（旧法1995年、新法2003年）、契約法（1998年） 改正外資法（1999年） ほか
- \*7… 日本郵船・北京事務所報告から抜粋（下線部は筆者）。  
以下記載の通り、ベトナムの市場経済化に比較して、中国の市場経済化は、日本で漠然と持つ印象に比較して、遙かに進んでいることが伺われる。ベトナムが一層市場経済化を進める上でその基礎となる法的基盤造り（＝法整備）支援を考える際、筆者が本文で指摘したように、断定こそ出来ないものの、既に中国ではM&A等本場の先進資本主義国顔負けの資本・金融取引が日常的に実施されており、ベトナムも近い将来このような世界的潮流に乗ることになろう。私見では、現時点に於けるベトナム共通投資法・統一企業法条文（2006年7月施行済み）を見る限り、独占禁止法（！）立法の必要性さえ意識している中国経済の状況程には、ベトナム経済が成熟しているとベトナム立法者が認識している予兆は窺えない、との印象が強い。

2000年以降プラス成長を続けてきた対中国直接投資も、2005年に実行ベースの直接投資が初めてマイナスになった（契約ベースの直接投資はプラス）。実行ベースの直接投資の伸び率は、2000年以降減少傾向にあったが、今回マイナスになったことによって、中国経済への期待度が低下し、逆にリスクが増大してきたと捉える向きもある。中国経済への評価・リスク管理・危機管理にも絡むだけに、外資企業にとっても、この状況の分析が、現在の重要な課題の一つとなっている。最近、この対中国直接投資の現状を分析した興味ある論文を国務院発展研究センター対外経済研究部が、経済新聞「経済参考報」（2007年1月7日付）に発表した。この論文は、中国政府が対中国直接投資の現状をどのようにとらえ、どのように対応すべきかを提言したものであり、我々外資企業の企業活動展開の上でも参考になると思われるので、今回、北京事務所で仮訳した。中国経済と日々向き合われる方々に御参照いただきたい。但し、本論文は、商務部の2005年のデータが発表される以前に新聞掲載されたため、論文のデータと上記2005年データに食い違いがある点留意願いたい。

論文の要点は、以下のとおりである。

国務院発展研究センターは、外商直接投資の現状が中国経済に与える影響として、良い側面として、「経済のマクロコントロールへの貢献」、「輸出貿易への貢献」、「国家税収への貢献」の3つをあげている。悪い側面として、「景気減退と外商投資企業への悪影響」、「国際収支の黒字圧力の増加」、「外資企業の独資化、大型化による独占の進行」をあげている。これに基づき、2006年の実行ベースの直接投資の展望を試み、「世界経済の流れから、中国の対外開放が進み、投資環境の改善の結果、緩やかな投資の増加になる」と見ている。その中心となる投資環境の改善策として、第11次5ヵ年規

画でも課題となる重要な政策が提起されている。それは、(1)内需拡大、(2)所得税体系の一本化、(3)厳格な土地管理制度の実施、(4)企業の権利・義務、行政の執行能力等に関する法制度の整備、(5)独占禁止法による市場経済秩序の維持、である。この5つの中で、最重要課題は、内需拡大と独占禁止法の制定であろう。3月10日には全国人民大会が開催され、正式に第11次5ヵ年規画がスタートするが、既に、この2つの課題については、様々な政策、制度が制定されており、今後外商投資への影響が具体的に発生してくるものと思われるので、引き続き注視してゆく必要がある。

－「経済参考報 2007 年 1 月 7 日付」 翻訳－

## 2006 年実行ベースの外商投資は緩やかな増加を維持する

2005 年 1－11 月の全国外商直接投資は年初以来の小幅の減少基調を維持し、実行金額は昨年同期比 1.9% の減少であった。全世界では、FDI<sup>1</sup> は 2004 年から増加周期の新段階に入ったにもかかわらず、今回の状況が多国籍企業の対中投資熱が既に“冷めた”ことを意味するのだろうか。今後の中国の実行ベースの外商直接投資が長期的増加の趨勢をまだ維持することができるのか。筆者の基本的な判断は、2006 年は国際国内経済要因の総合的な影響の下で、中国の実行ベースの外商投資は緩やかな増加を依然として維持することが期待できるということである。

### 1. 2005 年対中国外商直接投資の状況と特徴

- (1) 契約ベースの外商投資は比較的大幅な増加を維持するが、投資実行金額はやや減少する。2005 年 1－11 月、わが国の新しい外商直接投資企業は 4 万社近くで、前年同期とあまり差が無い。外商投資契約額は、1,672.1 億米ドルで、同期比 24.0% 増。外商投資実行金額は、531.3 億米ドルで、同期比 1.9% 減である。このような年初来の緩やかな推移が依然として継続していることから、1 年間の増加水準と前月 11 月の平均水準はおおよそ同じであると推測される。
- (2) 合弁企業と合作企業の実行ベースの投資は減少しているが、独資企業の占める割合は引き続き上昇している。合弁企業、合作企業と外商独資企業等の三種類の主要投資方式の契約金額は平均して 10% 以上の増加を実現した。但し、プロジェクト数と投資実行金額の観点からを見ても、外商独資企業だけが依然として 5.1% と 4.3% の増加を実現している。この結果、外商独資企業の割合は 71.2% に達した。同期の外商投資契約金額の割合を考慮すると、76.8% にまで達した。今後、投資実行金額において主流となった独資企業は、引き続き投資を引き上げていくかもしれない。
- (3) 日本と EU の投資増加は依然として力強く、米国の対中投資は引き続き減少を続けている。日本と EU 企業の 2005 年 1－11 月の増加率は、20.3% と 30.5% と上昇した。韓国の投資は、調整期に入ったようだ。同期比で 24.9% 減少した。米国は前年既に基本的に減少しており、前年同期比減少幅がさらに拡大し、23.6% 落ち込んだ。目下のところ、英領バージン諸島とサモア等の自由港は、十分な速度で増加している。中国で外商投資を受け入れる割合は、それぞれ 15.4% と 2.4% の増加である。香港と台湾地区の投資は比較的大幅に減少している。
- (4) 西部の実行ベース外商投資は急速に増加しているが、東部地区が依然として 9 割以上の割合を占めている。2005 年 1－7 月の実行ベース外商投資から見ると、西部地区は全国平均水準のレベルにおいて増加速度が低かった 2004 年と変わって、25.6% と急速に増加した。但し、計算基準値が比較的小さいという原因によって、外商直接投資が“東重西軽”になっているという構造的な問題が依然として変わらないまま残っている。前年同期における東部地区の実行ベースの受け入れ外商投資が、依然として全国の 9 割を占めており、中部と西部地区はそれぞれわずかに 6.7% と 3.1% となっている。この他東部と中部地区の新しく署名された外商投資契約金額が 20% 前後の増加し、さらに西部地区は減少しており、以上のことから西部地区が引き続き増加する能力が明らかに不足していることがわかる。
- (5) サービス業実行ベースの投資の減少幅は製造業より大きく、一部のハイテク産業で実行ベースの投資の増加は緩慢である。2005 年 1－7 月の期間、WTO 統一統計基準によって、サービス貿易部門の実行ベースの外商投資は、2004 年の小幅減少基調が引き続いており、前年同期比 6.1% 減少した。この減少幅は前年同期製造業の 3.3% 減少より大きい。そのうち、建設サービス、旅行サービス、金融業、不動産業はそれぞれ 54.5%、46.0%、33.6% 及び 12.1% 減少し、全サービス貿易領域の実行ベースの受け入れ外商直接投資が減少する主要な要因となった。
- (6) 外商投資の平均的規模は明らかに増大し、大型 M&A プロジェクトが続々と現れた。前世紀 90 年代以来、外商投資プロジェクトの大型化の趨勢は明らかだった。商務部実行ベース外商投資統計計算によると、新しい一連の外商直接投資プロジェクトの平均契約額は 2004 年は 351 万米ドルで、1990 年の 3.8 倍に相当する。2005 年 1－11 月はさらに 411 万米ドルまで増加し、このような状況が今後引き続き加速する可能性があることを証明している。

## 2. 外商直接投資の中国経済への影響

以下のような幾つかの項目が、好影響と考えられる主要な項目である。

- 第一、実行ベースの投資が緩やかに増加する状況は、投資の急速な増大を抑制するというマクロコントロールの目標を実現するのに有利である。2005年の外商投資実行金額は2004年と比較すると少し減少しているが、国内投資の急速な増大によってもたらされる圧力がある程度和らげた。
- 第二、外商投資企業は、引き続き全国の輸出増加と輸出商品の構成を高度化する主要な牽引力になっている。2005年1-9月の外商投資企業の輸出の同期比は32.3%増加した。その輸出規模の全国輸出総額中の割合は、57.3%まで高まっている。輸出の急速な増加は、国内のマクロコントロールによって引き起こされた工業製品過剰生産の圧力を緩和するのに有益であり、輸出関連産業の急速な成長を促進した。製品構成上からみれば、外商投資企業の機械・電気製品、特に、ハイテク技術製品輸出の全国輸出の増加に対する牽引効果は、引き続き高まっている。2005年1-7月、外商投資企業輸出の4割以上を占めるハイテク製品輸出は、前年同期比で33.1%増加した。このことから外商投資企業の輸出製品構成の貿易製品構成の高度化に対する変化が、引き続き輸出を促進する作用を及ぼしていることがわかる。
- 第三、外商投資企業の主要経済指標は、増勢を維持してきた。2005年外商投資企業の各指標の緩やかな増加は、国民経済の安定した発展に対して積極的な貢献をした。国家統計局統計は、1-9月、外商投資企業（含む香港・マカオ・台湾企業）は、2,748億元、同期比2.7%の増の利潤をあげ、全国の同期の工業利潤総額の27.8%を占めた。商務部統計によると、1-6月、外商投資企業が納めた各種の税収は、同期比で19.5%増で、全国の同期の税収総額において、20.3%と比較的大きい割合を引き続き占めている。外商直接投資の状況における主要な問題と不利な影響は、以下の幾つかの点である。
- 第一、減少基調がもし長期化すれば、中国経済の成長速度と質に影響を与えるだろう。外商投資企業が中国経済におけるシェアを比較的拡大することによって、もし、この種の減少基調が長期化すれば、経済全体の成長が必ず緩慢へと向かい、ひいては減少することになる。とりわけ、外商直接投資で比較的集中度の高いハイテク技術産業と資本集約型産業が不利な影響を受けるのはもっとはっきりしている。
- 第二、地域に分布する構造的な課題は依然として際立っている。2005年西部地区の実行ベースの外商投資は増加しているが、全体から見ると、全受け取り外商投資に占める割合は依然として大変少ない。
- 第三、外商投資企業の為替取引増大が、国際収支の“2つの黒字”<sup>①</sup> 圧力を大きくしている。国際収支の巨額の“2つの黒字”がもたらした外貨準備の増大圧力は、当面のマクロ経済情勢の際立った問題の一つである。外商投資企業の為替取引の長期的黒字は、中国の外貨準備能力と対外支払能力とを引き上げるのに有利であるが、但し、資産の増大が急速であり、貨幣政策を実施する余裕がなくなっている背景の下では、マクロ経済安定に対するリスク要因の一つとなる。国家外為管理局の公布資料によると、2005年上半期の外商投資企業為替取引黒字は同期比50.3%の増であり、そのうち、貿易項目の黒字が75.2%の増加となっている。この黒字は全中国の同期の外貨準備増加額の57.1%を占める。
- 第四、外商投資の“独資化”、“大型化”の趨勢は、業種独占のリスクを増加させている。2005年の外商投資企業の“独資化”と“大型化”の趨勢は加速し、一部の重要製造業の部門の集中度もまた、さらに上昇している。このような趨勢は積極的意義を有するが、但しまた、我々に少しマイナスの影響をもたらす可能性がある。まず、我国の現有企業が合併或いは合作方式を通じて、新しい資金、技術を導入する機会が、明らかに減少している。次に、外商投資企業はさらに容易に多国籍企業による支配と影響を受け、企業と現地社会は、文化、価値観等の差異において、幾つかの社会矛盾と衝突を引き起こすかもしれないし、政府の政策の誘導や執行力の影響を受けるかもしれない。三つ目は、多国籍企業と中国経済の結びつきが日に日に緊密になり、その生産経営戦略の決定や中国経済と産業発展に対する調整の影響力が大きくなるに従って、経済発展と緩やかな不確実性がある程度増加した。4つ目は多国籍企業が擁している強大な資本、技術及びブランドの優勢によって、きわめて容易に中国で一連の重要工業部門が、比較的高度な集中度を形成するに従って、少数の外商投資企業が業種を独占する可能性が進行している。

## 3. 2006年の実行ベースの外商投資の展望

- (1) 直接投資に対する国際経済環境の影響。国際経済環境から見ると、国際直接投資が継続して増加することに有利な要因と条件が存在している。まず、米国における景気回復、企業収益の向上、株式市場の値上がり等の要因の影響の下で、2004年の世界直接投資が、2001年以来連続三年の減少基調を収束させ、2%前後の成長を実現させた。市場は通常、国際直接投資がこ

これから新しい成長周期に入ったと考えており、2005 年以来 M&A 投資の増加基調からもまたこのことは明らかである。2004 年の世界の M&A 投資は 30.9%増加し、全世界の直接投資増加の決定的要因となった。2005 年上半期の M&A 投資は依然として 30.2%の増加水準を維持した。第二に、2004 年以来、全世界の直接投資増加の中で一つの際立った特徴は、発展途上国向け投資の割合だけが上昇したことである。2005 年、中国が受け入れた国際直接投資は、49.0%増加し、その割合は 43.2%にまで上昇した。これらの背景が、中国が受け入れた国際投資に関して、利益をもたらした要因であることは疑いが無い。しかし、エネルギー価格の高騰とレート変動等の要因の影響によって、中国が受け入れた多国籍企業の投資の外部環境は依然として大変大きな不確定性が存在する。

- (2) 国内経済情勢が外商投資を惹きつけるのに考えられる影響。2006 年国内経済成長は、全体としては、依然として 8~9%前後の成長を維持する。緩やかなマクロ経済コントロール政策が機能する下で、投資は 2005 年水準よりおそらく低なることを期待されているが、依然として 15~20%の増加率を実現する可能性がある。同時に、地方政府の企業誘致と資金導入の強大な原動力によって、国内市場は引き続き外部投資の旺盛な需給に直面する。別の方面では、中国の“WTO 加盟”後過渡期が終わろうとしているが、目下依然として幾つかの市場が開放されていない。とりわけ、サービス貿易部門の対外開放がさらに拡大される必要があり、この部門の多国籍企業、特に、金融保険、商業及び運輸サービス<sup>iii</sup>等の部門の多国籍企業のために、さらに多くの投資機会を提供する必要がある。
- (3) 2006 年実行ベースの外商投資の情勢の見通し。上述の国内外の要因の影響を受けて、2005 年契約ベース外商投資の増加の情勢と結びつけて総合的に判断すると、2006 年中国が受け入れる外商直接投資は引き続き 2000 年以来的の緩やかな増勢であり、おそらく 5~10%の増加となるかもしれない。さらに以下の通り、幾つかの点で特徴がある。一つ目として外商独資企業が引き続き急速に増加し、全外商投資に占める投資実行額の割合は、75%前後まで上昇するかもしれない。二つ目に、サービス業の投資の増加は製造業部門より早く、その中で、金融、保険、運輸サービス、電力・水・ガスの生産供給及び販売サービスの投資増加の趨勢は、明らかに急速である。三つ目は、韓国等東南アジア地区から来るアセアンと EU の投資の割合は、引き続き上昇する。日本の投資増加は緩慢になる。四つ目に、東部と中部が受け入れる実行ベースの外商投資は、おそらく回復増加するかもしれないが、西部地区は減少するだろう。五つ目に、外商投資企業の加工貿易の割合は、引き続き上昇し、製品加工の現地化過程が、比較的緩やかに進む。六つ目に、M&A 投資方式が引き続き増加する見通しである。七つ目に、部門別プロジェクトの投資規模は大きくなり、大型投資プロジェクトが不斷に増加する。八つ目に多国籍企業は現在中国にある投資企業に対して、資本統合を行う。九つ目に、現地市場に適応し、技術を応用することを主要な内容とする研究開発プロジェクト投資が、急速に増加し、現在の企業技術と製品開発への投入割合は上昇する。十番目に、大型 M&A 投資は金融保険、商業等のサービス貿易部門、中級高級の消費物生産部門、自動車等の運輸設備生産部門、基礎材料部門及び機械、中間投入品生産部門に関しては主要なものになるかもしれない。

#### 4. 投資環境改善促進のための政策提案

2006 年は“十一五”計画期間の第 1 年目にあたり、投資環境を改善促進し、国際直接投資の魅力と競争力を高めると同時に、市場への参入と競争政策を日々整備し、正常な競争秩序と産業発展環境を維持することは、依然として新しい 1 年の我々が直面している一つの重要な任務である。

- (1) 多国籍企業は、終始一貫して中国の経済成長の巨大な潜在力を、投資環境における魅力的な吸引力の要素の一つとみなしている。それゆえ、マクロ経済政策は内需拡大の観点から、緊縮的制御政策の力点と方向性を適宜調整し、政策の着眼点を消費需要の増大を刺激する方向に置いて、国内需要の成長速度の更なる低下を防がなければならない。
- (2) 適切な市場主体の多様化と市場経済体制整備の必要性から見れば、内外商投資企業の所得税を一本化することは、もはや避けられないことである。しかし、性急な政策調整が多国籍企業の投資活動を動揺させたり、また、経済発展の安定性に影響を与えたりすることを回避するために、明確なタイムテーブルを策定し、さらに以下の措置を通じて、平穩に移行させなければならない。
- (3) 厳格な土地管理制度の実施は、外商投資が土地資源の相対的に豊かな中西部へ移動することに有利であり、また、地域の強調発展政策の要求にも適うものである。東部沿海等の比較的発展している地域の外商投資は先に比較的大きな影響を受けるかもしれない。これらの地域は、さらに外商投資の自由な M&A 環境を提供し、現有企業の合併と吸収を通じて、新しい土地の使用を減らすことを提案する。
- (4) 引き続き各種の権利への侵害行為の防止を強化し、さらに法律と行政法規の実際的な執行能力を適切に引き上げ、良好な国際的なイメージを勝ち取る必要がある。
- (5) 《独占禁止法》の立法過程を促進し、整備された投資競争政策体制と産業・市場管理体制の構築を通じて、多国籍企業の国内企業への M&A 行為と外商投資企業の市場競争行為を規範化し制限す

ることは、いかなる型での独占や不正競争が、国内市場の公平競争環境を侵害することを防止し、正常な市場秩序と経済の安定を効果的に維持するという意味において、十分重要な意義を有する。  
(国務院発展研究センター対外経済研究部)

- \* 8… Editor Dr.Le.Xuan Ba “THE IMPACTS OF FOREIGN DIRECT INVESTMENT ON THE ECONOMIC GROWTH IN VIETNAM” Science and Technology Publishing House 2006 pp.133-143.
- \* 9… 商用や観光目的短期滞在（15日以内）でベトナムに滞在する日本人は、VISA（査証）取得不要。
- \* 10… 解雇制限濫用、ベトナム倒産法に基づく被雇用者側からの会社整理申立規定の存在等日本法から考察すると、違和感を持つ規定が散見される。
- \* 11… 筆者現地ヒアリングによる。個別社名については、非開示。
- \* 12… これに先行する外資導入条例が1977年4月、既に公布されていたものの、Doi Moi以前の教条主義的な政策運営やベトナムを巡る国際投資環境悪化等により、到底実効性を有するものではなかった。
- \* 13… 桜井のこの見解に、筆者も賛成。桜井は経済システムに関して以下の通り論じているが、法制度整備に関しても同じであろう。法制度一就中、民商事法典に代表される経済取引を規整する私法制度一は、桜井がpp.280注1.で引用している宇沢東大名誉教授（日本政策投資銀行設備投資研究所顧問）が唱えられる制度資本そのものである。宇沢名誉教授（1994）によれば、制度資本とは社会的インフラストラクチャーを制度的な側面から支えるもので、具体的には教育、医療、司法、金融などの制度を指し、さらには市場そのものが含まれることがある。
- \* 14… 日本の場合、その経緯・立法過程等については、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書』に詳しい。カタカナ書速記により、本件「民法第4章 法律行為 第1節 総則 § 90\_ § 92、第2節 意思表示 § 93\_ § 98」に関する起草委員 侯爵西園寺公望、箕作麟吉祥、末松謙澄、伊東巳代治、穂積陳重、富井政章、梅 謙次郎、鳩山和夫ほか総員17名が 1893（明治26）年6月9日、何をどのように語ったか、反対・賛成意見はどのような内容を持つものであったかが、詳細に分かる。
- \* 15… JICA報告書 「市場経済移行国の問題」 pp.65\_75。うち、本件引用はp.65。  
なお、英米法特有の概念で、金子教授が挙げられている以下の言葉に関して、“Barron’s Law Dictionary, 5th Edition” 2003, “Barron’s Dictionary of legal terms, 3rd Edition” 1998及び “1001 Legal Words- The Ultimate Guide to the language of the Law” Oxford University Press 2003 記載内容を相互比較し、教授の文脈で最も適切と判断されるものを引用して説明する。
  - promissory : conveying or implying a promise  
/ Ex. *Statements those are promissory in nature. Promissory words.*  
[origin] late Middle English: from medieval Latin *promissory*, from promises- “promised”.
  - estoppels: the principle that precludes a person from asserting something contrary to what is implied by a previous action or statement of that person or by a previous pertinent judicial determination: *Estoppels could not be invoked to present recumbent of an overpayment to a medical provider under Port of Medicine.*  
[origin] middle 16<sup>th</sup> century: from Old French estoppels ‘bung’, from stopper
  - fraud: wrongful or criminal deception intended to result in unjust advantage, especially financial  
Or personal gain: *he was convinced of fraud / prosecutions for social security frauds.*  
[origin] Middle English: from Old French *frauds*, from Latin, *fraus, fraud* ‘deceit, injury.’
  - misrepresentation: a false or misleading statement: *persons who suffer from a realtor’s misrepresentation may be able to recover their loses.*  
The legal action to provide a remedy for a false or misleading statement.
  - undue influence: influence of another that destroys the requisite free will of tester or donor and creates a ground for nullifying a will or invalidating an improving gift. The exercise of undue influence is suggested by excessive insistence, superiority of will or mind, the relationship of the parties or pressure on the donor or testator by any other means to do what he or she is unable, practically to refuse.
  - unconsciability ~: *unconditionally*  
So unreasonably detrimental to the interest of a contracting party as to render the contract

Unenforceable. The common law rule rendering unconscionable contracts unenforceable was codified

In the Uniform Commercial Code in §2\_302. “The basic test is whether, in the light of the general

Commercial background and the commercial needs of the particular trade or case, the clauses involved

Are so one-sided as to be unconscionable under the circumstances existing at the time of the marketing

Of the contract.” U.C.C. §2\_302 Official Comment.

THE term refers to a bargain so one-sided as to amount to an “absence of meaningful choice on the Part of one of the parties together with contract terms which are reasonably favorable to the other party.

… Ordinarily, one who signs an agreement without full knowledge of its terms might be held to **assume**

**The risk** that he has entered into a one-sided bargain. But when a party of little bargaining power and hence little or no knowledge of its terms, it is hardly likely that his consent ... was ever given to all the terms. In such a case the usual rule that the terms of an agreement are not to be questioned should be abandoned and the court should consider whether the terms of the contract are so unfair that enforcement should be withheld.”

\* 16…Common lawに関する一般的説明は、以下の通り。

広義には制定法主義に立つ欧州大陸法に対して、イギリス及びそれを母法として継受した諸国の法体系を言う。狭義には一方に於いて「議会の中の王」（King in Parliament）による制定法体系と区別され、他方にはequityと区別されるイギリス判例法体系を言う・これは、1066年Norman Conquest以降、王権裁判所が土着の裁判所の管轄を排しながら、発展した法体制で、ロンドン法曹学院—Inns of Court—で養成された法曹によって、現代にまで承継されている。中心をなす法源は、「先例拘束主義」—principle of state decisis—によって、拘束力を有する判例である。大陸法が抽象的・理論的であるのに対して、標記拘束力を有する判例は具体的な事案に対する判決集合体の形式をとっている。このcommon lawは、16世紀～17世紀には王権に対してさえも支配下におく「法の支配」原則によって、絶対王制と対立し、Albert Venn Dicey（1835年～1922年）は王に特権を与える公法観念が存在しないことを以て、イギリス法の誇りとしている。

\* 17…equityに関する一般的説明は、以下の通り。

最広義では衡平・正義を意味し、次には厳格法に対立し、これを是正する意味の道徳的衡平を意味する。特に、イギリスに於いて1875年まで存続した大法官府裁判所（Court of Chancery）が樹立した法、及びそれから発達した法の一団—すなわち、実質的にはcommon lawとは区別して考えられる衡平法を指す。その起源は、14世紀後半から王が裁判所に委任した以外に、裁判所が保有するその固有の裁判権を行使してcommon lawを補正しようとしたことにあり、common law裁判所と対立するequity裁判所を生じた。

Stuarts 朝（1603年～1714年）前半に於いて、common law裁判所とequity裁判所との間に激しい対立抗争が生じ、清教徒革命の際にequity裁判所廃止が画策されたこともあった。このことは、刑事裁判について星座裁判所（Court of Star Chamber）となって実現されたが、民事裁判については実現せず、その後も長くcommon law裁判所とequity裁判所が併存した。19世紀後半になると、イギリスでは1875年に裁判所が統一され、両者は同じ裁判所で審理されることになったが、英米法に準拠する法曹の間では、依然common lawとequityという語を用いることが多い。

例えば、救済手段についても、common law上の救済ならば、一定の要件が備わっていれば必ず与えられるが、equity上の救済の場合、たとえ一定の要件が具備されていたとしても、当該救済を与えるかどうかについては、最終的には裁判所裁量にかからしめるとされている。すなわち、例えば i 当該救済を与えることが正義に反するとか、 ii 実効性を欠くと判断される場合には、救済は与えられない。或いは、common law上の救済は、何人に対しても（＝第三者の範囲が広い）対抗することが出来るものの、equity上の権利は、善意有償にて取得した第三者には対抗出来ない等の違いがある。

\* 18…おそらく、人間が原初的に社会集団を形成した時点から当該ある種“当為命題”が形成せられたものと考えられる。例えば、生活規範として、自分にとって初めての事象が生じた場合、同種事象を先人が如何に処理したか否か等に関する知見が参考される。この場合、その第三者が取った行動を模倣することが当人にとっても最も容易であるし、また、初めての事象ではない場合、自分自身が嘗て処理した方法論に依拠することが毎度毎度“仕切りなおし”で当該処理にあたるよりも、よほど安易であろう。

親族・相続法（＝家族法分野）に於いて、かかる知見は、「祖先・又は同輩らと異なる行為を行えば、祖先・或いは神様に由来する制裁を蒙るであるに違いない」、という信念により、ある種の禁忌が形成される。日（月）蝕・地震・嵐等大きな自然現象が、人間に対して容易に畏敬の念を齎すことは、アマゾンやニューギニア奥地原住民の文化人類学的考察によるまでもなく、我々日本人が抱く一般的な敬神観念からしても説明を要しまい。

\* 19…ドイツ民法典は、1896年8月18日（日本年号では明治29年）Kaiser Wilhelm IIの署名を受け、8月24日Reich Berichtにより公布。1900年（日本年号では明治33年）1月1日に施行された。

成立以来、既に100余年が経過しているものの、依然として標記民法典は、なお現在のドイツ連邦共和国現行民法典の地位を占めている。時代を振り返れば、この間100余年に於けるドイツ社会・国家それ自体、そしてドイツ周辺世界を巡る変動は、他の時代に例を探すことが不可能な程に振幅が激しい時代であった。

このようなドイツ民法典の制定にあたっては、「19世紀Pandekten法学と自由主義の晩年になってから生まれた子供」との指摘がある（Franz Wieacker “Das Sozialmodell der klassischen Privatrechtsgesetz-buecher und die Entwicklung der modernen Gesellschaft, 1953 in: Industriegesellschaft und Privat-rechtsordnung, S.15, 1974）。本法典制定以前、そして制定以後も、私法根本秩序を構成する民法典理解を巡る論争が繰り広げられたことは、周知の事実である。

この論争のうち、制定以前に行われた「民法典論争」は、ドイツ民法を継受した日本民法典（現行法）同様に、本稿で取り扱われているベトナム民法典を基礎とする民商事法典一般を精確に理解する上で、必須である。以下、簡単にその内容を要約する。Savigny と Windscheid を代表格に、ドイツ法学会を二分して論戦された19世紀前半のドイツ民法典論争を想起されたい。この論争は、19世紀初期ドイツで日本に先だって行われた。この論争に含まれていた資本主義的経済発展に伴う財産法分野を規整するあり方—たとえば、入り会い権の類い—を巡る論題は、時代の流れを反映させつつ、所有権構造が国民国家との関係で、どこまで保護される必要があるか（＝或いはその必要がないか）等を巡る議論は、学問的に興味深い。なお、明治維新後、法典継受過程で19世紀末期に同じ議論が日本で起こっていることに注意。

前者は「全国統一（民）法典」立法の可否を巡って、Anton Friedrich Justus Thibaut（1772年～1840年）とFriedrich Karl von Savigny（1779年～1861年）との間で行われた論争である。1814年、Napoleonが最終的に軍事的敗北を喫し、彼によって1806年神聖ローマ帝国が解体された後のドイツ諸国（＝Die Laeneder：諸邦）では、ドイツ人統一国民国家に至る道筋を巡って大論争が起こっていた。1848年のFrankfurt 国民会議開催等、ドイツ人統一国民国家形成の動きは、19世紀半ばには或る程度の道筋が出来ていたものの、大ドイツ主義を掲げるOesterreichと小ドイツ主義のPruessenとの間でドイツ統一を巡る抗争が続き、1866年普墺戦争でOesterreichがKeonigsgretzの戦いに敗れた後、普仏戦争に勝利したPruessenが1871年、ドイツ帝国（＝第二帝国）を建国して、茲に統一ドイツが成立した。また、筆者管見では「民法出デテ忠孝滅ブ」という言葉に代表される日本に於ける「民法典論争」が、専ら家族法制度を巡る論争と受け止められ易いが、これは法典延期派が断行派の勢いを殺ぐために当時の新聞紙上等で用いた「群集心理を支配するに偉大なる効力がある警句」—穂積陳重『法窓夜話』p.339岩波書店1980年/底本は、同名の第8版1926年有斐閣—という説に肯んじたい。この警句は、相続が被相続人の死亡を原因として包括的に物権変動を生じることにより力点を置いて説明をしたものであるが、その背後にある標記「資本主義的経済発展に伴う財産法分野を規整するあり方」を巡る論争であったことに、注意を喚起したい。

しかしながら、この論争は延期されて結局永久に日の目をみなかった、仏人ボアソナードらが起草にあたった該民法中・「人事編並びに財産取得編（＝相続）中第13章及び第14章/実施」を巡る論争であったことは確かである。また、この論争を法理学から眺める時、「この争議の原因は、素と両学派（＝英法系vs.仏法系）の執るところの根本学説の差異に存するのであって、その実自然法派と歴史派との争論に外ならぬのである。」（穂積陳重『法窓夜話』岩波書店1980年 / 底本は、同名の第8版 1926年 有斐閣）pp.328\_352

筆者は、穂積博士が言う以下の説明が持つ意味は、最後に刊行されてから後約80年を経過した21世紀初頭の現在に於いても、重要な意義を持っていると愚考する。この指摘は、ベトナム私法整備支援にあたっても、重要な意味を持つ。筆者管見によれば、日本の法整備支援がベトナム現地に於いて、成功しているのは畢竟、このような法理学的、或いは法史的な基礎法学に関する業績を、現地に長期滞在されておられる日本の法曹等関係者が意識されておられることも預かって力がある、と考えている。

以下、長文を厭わず、該当部分を引用する。

「Thibautのこの著書—“Ueber die Notwendigkeit eines allgemeinen buergerlichen Rechts fuer Deutschland”—1814と題する小冊子であって、これが即ち有名なる法典争議の発端となったものである。Thibautのこの著書に於ける論旨の要点は、ゲルマン民族の一致団結を図り、内に国民の進歩を図り、外に侵略を防ごうとするには、須く先ずドイツ諸国に通ずる民法典を制定し、全民族をして同一法律の下に棲息せしめ、同一の権利を享有せしめなければならない。実に民族の統一は、



法律の統一Rechtseinheitに依って得られるべきものである、というにあった。…然るに、当時ベルリン大学の教授であったSavignyは、これに対して「立法及び法学に於ける現時の要務」—Beruf unserer Zeit fuer Gesetzgebung und Rechtswissenschaft—1814.と題する一書を著して、Thibautの法典編纂論に反駁した。その要に曰く、法は発達するものであって、決して製作すべきものではない。一国に法律あるは、恰も国民に国語あるが如く、一国民は大字典の編纂によってその国語を作ること能わざるが如く、如何なる国民と雖も、単に普通法典を作成することに依ってその国民普通の権利を創製することの出来るものではない。法律は国民の精神Volksgeistの現れたもので、特に国民の権利の確信Rechtsuebersetzungより生ずるものである。法は国民の肢体であって、衣服ではない…。」

この文脈で、更に以下の筆者管見を参照されたい。

法体系は、経済学の壮大な体系とは別にAnglo Saxon系のCommon Law-英米法-及び明治時代に日本が継受したドイツ法、フランス法を中心とするヨーロッパ大陸法の世界に二分される。前者は、裁判官の思考形態の最終的発露たる「判例法」「慣習法」から構成されるイギリス法実践の歴史を殊に1066年、the Norman Conquest 以後、Oxford, Cambridge両大学法学部に於いて発展を遂げた法体系である。また、後者は英米法世界の考え方とは異なり、裁判所は法典を機械的に適用すれば良い機関として観念された時代があり、「概念法学」或いは「機械的法律学」が有力となった時期さえある。

→ 「明確なtextは解釈してはならない」という法諺

明治時代に於ける日本の西洋法継受は、主としてドイツ、フランスに於いて発展を遂げてきた法体系によるものであった。そのため、①法評価を必要とする個別具体的事案分析に片々たる法条文の単なる「当て嵌め」では正しい解答を導き出せ得ないこと、②個別法典を理解するためには、抑もそれ以前に法体系の全体像を理解しておく必要があること等から、経済学手法単独では、こと「法学世界」に於いては関係者多数が納得する「法理論」を導くことは至難の業であろう。→ 法現象解釈には、ローマ法以来の法伝統に関する専門的理解が必須。現代日本に於ける法実践に着目すると、「個別法典に記載されている適用条文」という成文法に基づく法律学特有の論理構造に基づく法実践が重視されているものの、一方で、当時の立法者が予想していなかった法現実が生起している場合、相互に対立する私的利益調整視点が導入されざるを得ないため、判例による法形成が行われている。この文脈で、日本ではヨーロッパ大陸法と英米法が折衷した現実を観察することが出来る。

\* 20…法人格論等財産法が規整する法律行為を巡る資本主義・社会主義という体制を超えて、共通する命題を探った最近の事例として、国際シンポジウム「国家・社会の変容と法改革」筆者参加報告から抜粋

主催：名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政国際教育協力研究センター

1. 以下の次第で標記Symposiumに参加した。論題は、i 「WTO加盟に伴う国際紛争解決と国内法整備」、ii 「法の支配と立憲主義の確立」及びiii 「過渡期に於ける法と社会変化」について内外研究者・実務家等一同に会同し、活発な遣り取りが交わされた。
2. 以下、標記Symposiumで議論された主要論点を示す。国際法の観点からだけではなく、比較法学にも立脚した視点から広汎な論点について議論された。Floorからも（＝小職を含む）活発な遣り取りがなされ、大変有意義な内容であった。

3. [概括]

第1日目は、過渡期の国家・社会変容と法の改革をテーマに重層的な比較法研究に関する報告が行われた。第2日目は、WTOとそれを巡る紛争解決と国内法整備の課題を中心に、グローバル化の影響と対応を検討する分科会、国家変容とgood governance のあり方に対する影響を見る視点から、グローバル化の直中に於ける「法の支配」と立憲主義確立の課題を検討する分科会、及び市場経済化に伴う社会変容と法整備の課題とを、法社会的に検討する分科会に分かれて、共同研究成果を発表し、意見交換が行われた。なお、本Symposiumは「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「世界を対象にしたneeds対応型地域研究推進事業」及び「ハンガリー二国間交流事業」共催で実施された。このため、アジア市場経済移行諸国の経験に留まるだけではなく、中欧に於いて「市場経済への移行が終わった」と言われるハンガリーの経験を参照しつつ、この種研究拠点であるウメオ大学（＝Sweden）との研究交流から生まれた各種論点についても、活発な討議が実施された。このほか、グローバル化に対する地域的対応という文脈から、ASEANを形成しているインドネシア・マレーシア・ラオス・カンボジア等東南アジア諸国の経験も併せ参照される、学問的に誠に有益かつ貴重な機会となった。

[個別報告]

**過渡期の国家・社会の変容と法の改革～援助国および被援助国の視点から**

セッションの目的：市場経済への移行またはグローバル化の影響を受けて、市場経済移行国や発展途上国の国家・社会は大きな変容を被っており、これまで比較的その独自性を維持していた法制度も変革の過程にある。こうした全体状況の中で、欧米や日本はこれら諸国に対して市場経済化やグローバル化のための法整備支援を行ってきた。本セッションでは、このような法整備支援の歴史、現状及び課題について、欧米援助国側からみた評価、そしてアジア被援助国側からみた評価についても、相互に比較検討を行い、その視点や認識異同を確認すると共に共通課題を探った。

[分科会]

**WTOとそれを巡る紛争解決と国内法整備の課題**

セッションの目的：市場経済移行国及び発展途上国にとって、市場経済化とグローバル化進展の中でWTO加盟は焦眉の急となっている。これら諸国が加盟実現に際して、必要な国内法整備は、困難な問題を抱えている。本セッションでは、①外国投資制度、②知的財産権制度、及び③貿易関連法制等具体的な法整備（支援）を素材に取り上げて、各国の取組現状等に関し議論を行い、解決されるべき課題が明らかとなった。

**グローバル化の中での法の支配と立憲主義の確立**

セッションの目的：市場経済移行国及び発展途上国にとり、市場経済化とグローバル化は、統治のあり方（＝good governance）に対しても大きな影響を及ぼしている。具体的には、i 人権保障と民主主義の実現のための立憲主義、及びii 「法の支配」確立がとりわけ大きな困難を伴う改革課題に位置付けられている。元々は欧米で生成・発展を見、今日の文明国家群で普遍化したこれら原理は、アジア諸国に於いても受容され、各国の歴史や文化を反映しつつ、独自の発展を遂げつつある。本セッションでは、各国に於ける標記原理受容状況、問題点等が論議され、共通性並びに独自性について相関関係が明らかとなった。

**市場経済化に伴う社会変容と法整備の課題**

セッションの目的：市場経済化とグローバル化は、市場経済移行国及び発展途上国に社会・地域・家族のあり方、市民生活・経済活動にも大きな変化を惹起せしめている。都市化・工業化に伴う既存農村や地域の変貌は、i 土地所有のあり方、ii 私的所有の発展、及びiii 多様な法関係の生成等民事法領域にも新しい問題を提起している。本セッションでは、民事法・法社会学の専門家による問題提起を皮切りに、これら社会変容に伴う法整備の現状と問題点について議論し、各国の異同並びに共通課題が明らかとなった。

4. 今回も小職2006年度研究課題のうち「開発途上国一就中ベトナムにおける私法制度改革分析」（アジアissue）論文執筆にあたり、標記観点に照らして示唆に富むcommentを多数頂戴した。併せて名古屋大学・一橋大学・大阪外国語大学・琉球大学・慶応大学教官等国内研究者に加えて、標記外国研究者（Pazmany Peter Catholic University, Hungarian Academy of Sciences, Tashkent, State Institute of Law, Hanoi Law University等）海外研究者及び実務家との人的network形成の良い契機となった。

以 上

また、九大名誉教授水波博士によれば、権利能力（＝法人格を含む人格概念）に関する法理学上の定義は、以下の通りである。論点のうち、本受講報告論旨との関係を概説すれば、「近代民法典で想定されている権利能力の担い手は、自己の支配下にある事物（res）に関して基本的に自由自在に利用・処分する権能を有する」。この文脈で、フランス民法（＝殊に財産篇）を規定する所有権絶対を正当化する思想は、Savigny、Windscheidら19世紀前半を通じて論争対象となったドイツ民法典論争の前哨戦としてローマン主義的思想に基づく法思想史の前提を構成していることになる。

…（権利享受の主体である）支配もまた、人間実存に於けるeese（在ルコト） habere（持つコト）との根元的な区別に基づいていることである。各人は、その持ち物たる事物（res）の主人として事物を無限に超え出た人格的主体である。従って、諸々の事物（res）は、この主体の自由な意思の儘に、それら諸存在の根底からこの主体の存在充足のために用いられるべく存在している。つまり、事物（res）の主人は、それを単に一時的に又は持続して利用する選択能力*facultas*（或いは*pouvoir*権能）を持つのみでなく、それをも譲渡出来る。各人が負う他の社会的義務に反しない限りで、それを利用せず荒廃させることも出来る。この選択能力或いは権能も、人間存在の構造に由来する法的な、つまりまずは自然性的なついで実定法的なものである。要するにこの事物（res）の支配が、根元的に事物（res）の主人たる各個の人格者の自由な意思に委ねられているのである。…

「権利の存在論的考察」1984年 日本法哲学会年報『権利論』12ページ

\* 21…東大名誉教授宇澤博士による社会的共通資本の定義は、以下の通りである。私見はこれと同じ見解に基づく。「…私達が求めている経済制度は、一つの普遍的な統一された原理から論理的に演繹されたものではなく、倫理的社会的文化的、そして自然的な諸条件が相互的に交錯してつくり出されるものだからである。従って、制度主義の経済制度は、経済発展の段階に応じて、また社会意識の変革に対応して常に変化する。生産と労働の関係が、倫理的社会的文化的条件を規定するというマルク

ス主義的な思考の枠組みを超えるのものであると同時に、倫理的社会的文化的自然的諸条件から独立したものとして、最適な経済制度を求めようとする新古典派経済学の立場を否定するものである。かつて、アダムスミスは『国富論』の中で論理整合性を求めて想定された経済制度は、必然的に各個人が持つ極めて多様な基本的性行と矛盾することを指摘した。…（中略）…ソースティン・ヴェブレンの制度主義の考え方を具体的なかたちで表現したものが、社会的共通資本である。社会的共通資本は、一つの国乃至特定の地域に住むすべての人が、豊かな経済生活を営み、優れた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然環境や社会的装置を意味する。…（中略）…教育、司法、金融制度などの制度的資本が社会的共通資本の重要な構成要素である。…（中略）…

宇沢弘文『社会的共通資本と設備投資研究所－日本政策投資銀行 設備投資研究所設立40周年を記念して－』 ぎょうせい 1995年 pp.6-7

\*22…社会主義を標榜する諸国が経済的に次々と破綻した理由は、別稿で詳述したい。

\*23…**Constitution of the Democratic Republic of Vietnam 1946**

[Preamble paragraph #2]

After 80 years of struggle, the Vietnamese nation has freed itself from the colonialist yoke and at the same time abolished the feudal regime.

**Chapter1 Political Regime § 1, § 2**

Vietnam is a democratic republic. All state powers belong to the people, irrespective of race, sex, property, class and religion. (§ 1) The country of Vietnam is an indivisible and monolithic bloc, comprised of Bac Bo Trung Bo, and Nam Bo. (§ 2)

*\* Bac Bo, Trung Bo and Nam Bo mean that the former is North Vietnam, the middle is Central Vietnam and the latter is South Vietnam.*

**Chapter3 The Government § 43**

The highest administrative body of the nation is the Government of the Democratic Republic of Vietnam. (§ 43)

\*24…ベトナムは憲法上も社会主義を明記していることは、先述。ただし、被選挙民は事実上ベトナム共産党員が多数を占めており、複数政党制を認めている日本・米国等西側資本主義諸国の多くとは異なる点があることに注意する必要がある。

\*25…Chapter vii The Council of Ministers / § 104\_ § 112-

Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1980

Adopted by the National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam, 6<sup>th</sup> Legislature, 7<sup>th</sup> session, on December, 1980.

ベトナム憲法が規定する統治機構、及び民商事法領域に関する公式コメントは、以下に詳しい言及がある。

(出所) <http://www.na.gov.vn/english/index.html>

The term of each National Assembly is five years. The agencies of the National Assembly include **the Standing Committee of the National Assembly, the Ethnic Council and the Committees of the National Assembly. National Assembly Organization chart.**

*Article 90 of the 1992 Constitution define:* "The Standing Committee of the National Assembly is the permanent body of the National Assembly."

The National Assembly Standing Committee is composed of the President of National Assembly, the Vice-President of National Assembly and others members. The number of the National Assembly members Standing Committee shall be decided by the National Assembly.

The members of the Standing Committee of the National Assembly may not simultaneously be members of the Government. The majority of the members work on full-time basis. The terms of office correspond with the term of office of the National Assembly. When the term of the National Assembly, the Standing Committee of the National Assembly continues to work until the new National Assembly elects a new Standing Committee.

*Article 91 of the 1992 Constitution stipulates that "The Standing Committee of the National Assembly has the following tasks and powers:*

1. To announce and sponsor the election of deputies to the National Assembly;
2. To prepare for, convene and sponsor the National Assembly;
3. To explain constitution, laws and ordinances;
4. To make ordinances on matters assigned by the National Assembly;
5. To supervise the enforcement of the constitution, laws, resolutions of the National Assembly, ordinances and resolutions of the National Assembly Standing Committees; to supervise the activities of the Government, the Supreme People's Court, the Supreme People's Procuracy; to suspend the implementation of document issued by the Government, the Prime Minister, the Supreme People's Court and/or the Supreme People's Procuracy, which contravene the Constitution, laws, resolutions of the National Assembly and submit to the National Assembly for abrogation those documents; to abrogate documents issued by the Government, the Supreme People's Procuracy, which contravene ordinances and resolutions of the National Assembly Standing Committee;
6. To supervise and guide the activities of the People's Councils of the provinces or centrally-run cities; to dissolve the People's Councils of the provinces or centrally-run cities in cases where such People's Councils have caused serious damage to the interests of people.
7. To direct, regulate and coordinate the activities of the Nationality Council and Commission of the National Assembly; to guide and create conditions for activities of the National Assembly deputies;
8. Where the National Assembly cannot meet, to decide on the declaration of the state of war once the country is invaded and report such to the National Assembly for consideration and decision at its nearest session;
9. In cases where the National Assembly cannot meet, to decide on proclaiming the state of war when the country is invaded, and report it to the National Assembly for consideration and decision at its nearest session
10. To decide on the general mobilization or limited mobilization; to proclaim the state of emergency throughout the country or each locality;
11. To perform the National Assembly's tasks external relations;
12. To hold referenda under decisions of the National Assembly/ Ethnic Council

*Article 26 of the Law on organization of the National Assembly regulates: "The Ethnic Council has obligations and powers as below:*

+ To verify bills, decrees and other laws relating to Ethnic issues;

+ To supervise over the implementation of laws, resolutions, decrees of the National Assembly and its Standing committee in field of Ethnic; to supervise over the activities of the Government, Ministries, Ministerial organs in implementation of program and plan for economic development in mountainous society where ethnic minorities group living.

+ To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.

+ Recommending the National Assembly about issues on ethnic policies, on development of society-economy in mountainous area and ethnic minorities regions

**The Law Committee has the following obligations and powers:**

- To verify bills, drafted ordinance in the field of the State apparatus, criminal, civilian, administration and other bills instructed by the Vietnam National Assembly and its Standing Committee; the proposal of the Government on law, ordinance making program; recommendations from other organs, organizations and Deputies to the National Assembly on law, ordinance making issue; recommendation of the Deputies on law and ordinance.

- To review the program on establishing, dismissing Ministries and Ministerial agencies, on setting up newly, merging or dividing or adjustment of centralized province/cities borderline;
- To verify the Government's reports on solving people's complains and accusations; the activities of preventing and resisting the violation of law and crime; the activities in fulfilling a case; the reports of the President of the Supreme People's Court and the President of Supreme People's Procuracy .
- To ensure the Constitutional, Legislation and Unification of Law system for bills, ordinances before submitting to the Vietnam National Assembly and its Standing Committee adopting.
- To supervise over the implementation of laws, resolutions and ordinances of the National Assembly and its Standing Committee in the field of the State apparatus, criminal, civilian, administration; to supervise the activities of the Government, Ministries, and Ministerial level agencies under control by Committees; to supervise the activities of the Supreme People's Court and the Supreme People's Procuracy; to supervise the activities of investigating and fulfilling a case.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend the issues relating to relevant organs' organization and activities, the necessary solutions for improving the State apparatus and its legal system.

**Committee of Economy and Budget has obligations and powers as follows:**

- To verify bills and recommend to law, drafted ordinances relating to the field of Economic management, business activities, budget, finance and monetary and other bills given by the National Assembly and its Standing Committee.
- To review project, plans for the socio-economic development, the Government's reports on implementation of plans for socio-economic development, on the State budget estimation and plans for centralized budget allocation and the State budget balance.
- To supervise over the implementation of law, resolution, ordinances of the National Assembly and its Standing Committee in the field of economic management, business activities, budget, finance and monetary; to supervise the activities of the Government, ministries, ministerial agencies in implementing the State plan on socio-economic development, implementing the State budget estimation and implementing the policies on finance, monetary.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend to the National Assembly issues relating to the relevance organs' organization and activities, and other issues on economic management, business activities, budget, finance and monetary.

**Committee of National Defense and Security has the following obligations and powers:**

- To verify bills and recommend to law, drafted ordinances in filed of National Defense and Security, and other projects given by the National Assembly and its Standing Committee.

- To supervise over the implementation of law, resolutions, ordinances of the National Assembly and its Standing Committee in the field of National Defense and Security; to supervise the activities of the Government, Ministries, Ministerial – level agencies in implementing the duties of National Defense and Security.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend the issues relating to relevance organs' organization and activities and issues on National Defense and Security policies, on necessary solutions to implementation of duties, authorities of the National Assembly and its Standing Committee in field of the National Defense and Security.

**Committee of Culture, Education, Youth and Child has obligations and powers as below:**

- To verify bills, drafted ordinances in field of Culture, Education, Information, Sport, Youth and Child and other projects given by the National Assembly and its Standing Committee.
- To supervise over the implementation of laws, ordinances, resolutions of the National Assembly and its Standing Committee in the field of Culture, Education, Youth, Child; to supervise over the activities of the Government, Ministries, Ministerial level agencies in the implementation of policies on Culture, Education, Information, Sport in the National's socio-economic development programs and plans; to supervise the implementation over Youth and Child.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend to the National Assembly issues relating to the relevance agencies' organization and activities, and issues on developing Culture – Education, Information, Sport of the Nation and policies for Youth and Child.

**Committee of Social Affairs has obligations and powers as follows:**

- To verify bills, drafted ordinances in the field of Labour, Heath, Society, Religion and other projects given by the National Assembly and its Standing Committee.
- To supervise over the implementation of law, resolutions and ordinances of the National Assembly and its Standing Committee in the fields of Social affairs; to supervise over the activities of the Government, Ministries and Ministerial level agencies in the implementation of policies on Social affairs in the Nation's socio-economic development plans and programs.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend the issues relating to the relevance agencies, organization and activities, and policies, solutions to solve social affairs.

**Committee of Science, Technology and Environment has obligations and powers as follows:**

- To verify the bills, drafted ordinance in the fields of Science, Technology and Eco-Environment Protection and other bills given by the National Assembly and its Standing Committee.
- To supervise over the implementation of laws, resolutions, drafted ordinances of the NA's Standing Committee in the fields of Science, Technology and Eco-Environment Protection; to supervise over the activities of the Government, Ministries, Ministerial level agencies in implementation of policies on Development of Science, Technology and Eco-Environment Protection in the Nation's socio-economic development.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To recommend the issues relating to relevance agencies' organization and activities and the issues on investment and developing policies of Science, Technology and Eco-Environment Protection.

**Committee of Foreign Affairs has the following obligations and powers:**

- To verify the bills, drafted ordinances and other bills in the field of diplomatic activities of the Nation; and other bills given by the National Assembly and its Standing Committee; to verify International Treaty under ratification authority of the National Assembly, and a report of the Government on diplomatic activities submitted to National Assembly.
- To supervise over the implementation of laws, resolutions, ordinance laws of the National Assembly and its Standing Committee in the fields of diplomacy; to supervise the activities of the Government, Ministries, Ministerial level agencies over the implementation of the Nation's diplomatic policies, diplomatic activities of central and local levels; to supervise over the implementation of the Nation policies for overseas Vietnamese.
- To supervise over legal documents of the Government, Prime Minister, Ministers, Heads of ministerial-level agencies, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy and to supervise over inter-branch legal documents among authorities at central level or between authorities and central agencies of the political and social organization within the area of responsibility of each Committee.
- To carry out diplomatic relation with foreign Parliaments, Inter-Parliamentary Organization in the world and in the region under guideline of the NA's Standing Committee, the President of NA; to support the NA's Standing Committee, President of NA to reconcile and co-ordinate the NA's diplomatic activities.

To recommend the issues relating to relevance agencies' organization and activities, and issues on the Nation's diplomatic policies, on the relation with foreign Parliaments, inter-Parliamentary Organizations in the World and the region, other international organization, on the policies for overseas Vietnamese.

ここでは、特に民・商事法分野に代表される私法制度に焦点を当てている。

\*26…大木雅夫「国家観の変遷ーヨーロッパ連合前史ー」『聖学院大学総合研究所紀要No.31 2005年1月』pp.384\_385

国家からの自由からの自由から国家への自由へー法治国から福祉国家、社会国家へ

…ルイ14世の時代を民衆は、“le Grand Siedecl”（大御代）と呼んでいたが、国王自身は「朕は国家なり」（L'Etat, c'est Moi.）と語る絶対主義国家であった。その反動のように、法治国思想が芽生える。モンテスキューと1世代後のアダム・スミスは、古典的自由主義の旗を振る。その「自由」は本質的に「国家からの自由」であり、自分の利己心に従って活動すれば、「見えざる手に導かれて」全体の利益に連なる。国家はただ、警察官や夜警同然に国民生活の秩序破壊者を取り締まる

いわゆる夜警国家（Nachtwaechterstaat）であれば足りるという。… 大木教授は、その注14で更に以下の通り述べられる。

「この説明―見えざる手―には問題がある。スミスは国富論の中で、『利己心』の語をほとんど使っていない。『道徳情操論』を見れば、利他心とか測隠の情に似た思想を強調している。国家国民全体のためになどとばかりいっていないで、率直に自分の利益を求めて働けといったのではないか。また、『見えざる手に導かれて』の原文は“led by an invisible hand”となっていて、神の御手とは書いていない。社会の見えざる手と説く人もいる。スミス思想を理解する上で、再検討と要するのではないか。」

この見解に、筆者も賛成である。“市場主義経済万能”という文脈で、構造改革論議で声高に語られることが多い昨今の日本経済運営は、かかる文脈から行き過ぎの印象も観察されるからである。

（例） 建築基準確認の民間市場開放がもたらした、違法行為に対する評価等。

「小さな政府」を志向する経済政策の当否に立ち入る意図はないが、果たして“市場化テスト”なる概念で、従来本来の意味での公共セクターが担ってきた公法上の行為を市場経済の波に晒すことは、公私の役割分担に関する法理学上の認識の光を当て、じっくり検討するべきではないか？拙速は、結論を誤る可能性を有すること」に、もっと意を用いるべきであろう。

\*27…ベトナム“Civil Code 1996” 経済産業分野では「市場経済化の中で必要な法規乃至規整とは何か」という私法分野に属する論題が枚挙される。

\*28…社会主義諸国の法体系については、大木雅夫『法圏論に関する批判的考察』  
上智法学論集23巻2号 1980年 1頁～51頁が詳しい。

\*29…国有企業法（旧法1995年、新法2003年）、契約法（1998年）改正外資法（1999年）、共通投資法・統一企業法（共に2006年）ほか

\*30…この背景には、企業集団形成により、特定産業競争力強化を図ろうとする最近のロシアに於ける法整備状況をベトナム政府が参考に行っていることが窺われる。

\*31…『ベトナム私法整備支援の経緯と日本の支援―社会的共通資本としての法学の視点から』経済経営研究 VOL.26-5 本政策投資銀行設備投資研究所 2006年3月

\*32…大橋智之輔 「所謂“ラートブルフの定式Formel”をめぐって―小さなラートブルフ・ルネッサンス―」  
奥島孝康 / 田中成明編 『法学の根底にあるもの』 有斐閣 1997年 pp.12-21

\*33…愛敬浩二 「憲法学はなぜリバタリアニズムをシリアスに受け止めないのか？」 pp.77-78  
『法哲学年報 2004 ―リバタリアニズムと法理論―』 有斐閣 2005年

以 上



## 参考文献

### 和書

1. 鮎京正訓 『ベトナム憲法史』 日本評論社 1993年
2. 井上 茂 『法の根底にあるもの』 1989年 有斐閣
3. 石川滋 / 原洋之介編 『ヴェトナムの市場経済化』 東洋経済新報社 1999年
4. 石部雅亮 編 『ドイツ民法典の編纂と法学』 九州大学出版会 1999年
5. 宇佐美誠 『公共的決定としての法—法実践の解釈の試み—』 木鐸社 1993年
7. 宇沢弘文 / 花崎正晴 『金融システムの経済学』 東京大学出版会 2000年
8. 遠藤浩 / 林良平/ 水本浩 監修 『現代契約法大系 第8巻 国際取引』 有斐閣 1983年
9. Eugen Ehrlich 著 / 河上倫逸 Manfred Hubricht訳 『法社会学の基礎理論』 みすず書房 1984年
10. 大木雅夫 『法圏論に関する批判的考察』 上智法学論集23巻2号 1980年
11. 大木雅夫 『異文化の法律家』 有信堂 1992年
12. 大木雅夫 「国家観の変遷—ヨーロッパ連合前史—」 『聖学院大学総合研究所研究紀要No.31』 2004年
13. 大木雅夫 『比較法講義』 東京大学出版会 1992年
14. 奥島孝康 / 田中成明編 『法学の根底にあるもの』 有斐閣 1997年
15. 奥田英信 / 三重野文晴 「東南アジアの金融発展：開発金融パラダイムの変化と多様性」  
『神戸大学国際協力研究科国際協力論集』 第12巻第1号
16. 金子 由芳 『ベトナムビジネス道入門』 JETRO 1994年
17. 金子由芳 「アジア広域FTAの法政策論的展望(1)  
—「非貿易的関心事項」をめぐるデファクトスタンダードへの対応—」  
『神戸大学国際協力研究科国際協力論集』 第11巻第1号
18. 金子由芳 「アジア危機後のコーポレート・ガバナンス改革の課題」  
『アジア経済研究合同学会告会報告書』  
アジア経済研究合同学会告会 2003年
19. 金子由芳 「アセアン諸国の仲裁法の動向に見る国策的特色—投資紛争解決の見地から—」  
『神戸法学』 第53 巻2号
20. 金子由芳 『アジア危機と金融法制改革』 信山社 2004年
21. 金子由芳 『アジア法の可能性』 大学教育出版 1998年
22. 金子由芳 「アジア広域FTAの法政策論的展望」 『国際協力論集』 第11巻1号\_2号
23. 金子由芳 『法の実施強化に資する立法支援のあり方』 国際協力事業団客員研究員報告書 2004年
24. 国際開発学会 『第15回国際開発学会 全国大会論文集』 2004年
25. 国際開発学会 『第16回国際開発学会 全国大会論文集』 2005年
26. 国際協力事業団アジア第一部インドシナ課 『ODAによる法整備支援の援助戦略について』  
2000年 国際協力事業団
27. 小林昌之編 『アジア諸国の市場経済化と社会法』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2001年
28. 小林昌之 / 今泉慎也編 『アジア諸国の紛争処理制度』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2003年

29. 小林昌之 / 今泉慎也編 『アジア諸国の司法改革』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2002年
30. 桜井宏二郎 「市場経済移行国の金融問題－ヴィエトナムのケース－」 JICA REPORT 2000年
31. 桜井宏二郎 「市場経済移行国における金融と資源配分の問題」 pp.280\_281  
宇沢弘文 / 花崎正晴編 『金融システムの経済学』 東京大学出版会 2000年
32. 桜井 毅編 『経済学Ⅱ資本主義経済の発展』 有斐閣大学双書 1980年
33. 作本直行編 『アジアの経済社会開発と法』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2002年
34. 社会主義法研究会編 『社会主義法の変容と分岐』 法律文化社 1992年
35. ジャン ダバン / 水波 朗訳 『法の一般理論』 創文社 1961年
36. ジャン ダバン / 水波 朗訳 『権利論』 創文社 1977年
37. 柴田光蔵 「武器のあいだでは法は沈黙する： Inter arma silent leges①～⑩（ローマ法往還記⑦～⑯）  
『時の法令1446、1449、1450、1452、1454、1456、1458、1460、1462、1464』
38. San-Duck HWANG, Vorlesungen ueber Rechtsphilosophie, 4.Auflage 1985年/  
鈴木敬夫訳 黄山徳 『法哲学講義』 『札幌学院法学』 第22巻1号 2005年
39. 高島平蔵 『民法制度の基礎理論』 敬文堂 1986年
40. 田中成明 『現代日本法の構図－法の活性化のために－』 筑摩書房 1987年
41. 竹下 賢 / 角田猛之 『恒藤 恭の学問風景－その思想の全体像－』 有斐閣 1999年
42. 恒藤 恭 『近代法の基礎構造』 日本評論社 1964年
43. 中野目義則 『法の機能と法解釈』 1993年 八千代出版
44. 西 賢 『比較法の課題』 晃洋書房 1968年
45. Eric Pool著 / 西村重雄訳  
“Zur Bedeutung und Stellung der ‘causa’ im System klassischer Ersitzungsvoraussetzungen ”  
『法政研究』 第70巻第3号 九州大学法政学会
46. 日本比較法研究会50周年記念講演録編集委員会 『多文化世界に於ける比較法－新世紀への視点－』  
中央大学出版部 2000年
47. 日本貿易振興会 『経済・通商法制度研究会報告書』 日本貿易振興会 2003年
48. H.L.A.ハート / 矢崎光圀ほか訳 『法学・哲学論集』 みすず書房 1990年
49. Heinrich Mitteis 著 / 林毅 訳 『法史学の存在価値』 創文社 1980年
50. 原島重義編 『近代私法学の形成と現代法理論』 九州大学出版会 1988年
51. 東 大作 『我々はなぜ戦争をしたのか－米国・ベトナム 敵との対話－』 岩波書店 2000年
52. 法務大臣官房司法制度調査部監修  
『日本近代立法資料叢書 法典調査会 民法議事速記録』 商事法務協会 1983年
53. 法務省法務総合研究所・アジア太平洋ADR研究会 『アジア・太平洋諸国におけるADR』  
別冊NBL75号 法務省法務総合研究所
54. 穂積陳重 『法窓夜話』 岩波書店 1980年（底本は、同名の第8版 1926年 有斐閣）
55. 『法哲学年報 2004 －リバタリアニズムと法理論－』 有斐閣 2005年
56. 広中俊雄 星野栄一編 『民法典の百年Ⅰ 全般的観察』 有斐閣 1998年
57. 松坂佐一 『民法解釈の基本問題』 名古屋大学出版会 1985年

58. 三浦 徹 / 岸本美緒 / 関本照夫編  
『比較史のアジア所有・契約・市場・公正ー』 東京大学出版会 2004年
59. 三木浩一 「仲裁制度の国際的動向と仲裁法改正の課題」 『ジュリスト』 1207号
60. 矢崎光圀 『法思想史』 日本評論社 1981年
61. 山中永之佑 『日本近代法論』 法律文化社 1994年
62. 山島正男・五十嵐清・藪重夫先生古希記念 『民法学と比較法学の諸相2』 信山社 1997年
63. 安田信之 『東南アジア法』 日本評論社 2000年
64. 渡辺洋三 『法社会学と法律学の接点』 日本評論社 1989年

#### 洋 書

1. Buscaglia, E. & Dakolias, M. “An Analysis of the Causes of Corruption in the Judiciary” World Bank, Legal and Judicial Reform Unit, Legal Department 1999
2. Lyoyd C Gardner & Ted Gittinger “International Perspectives on Vietnam” TEXAS A & M UNIVERSITY PRESS 2000
3. Wolfgang Kunkel, Martin Schermaier “Roemische Rechtsgeschichte 13.Auflage” UTB fuer Wissenschaft 2001
4. Pistor, K. and Wellons, P.A. “The role of law and Legal Institutions in Asian Economic Development” Oxford University Press 1999
5. OECD “Principles of Corporate Governance” 1998
6. Joseph Raz “The Concept of a Legal System-An Introduction to the Theory of Legal System 2<sup>nd</sup> edition” Oxford University Press Reprinted 2003 (Original 1980)
7. Joseph Raz “Essays on Jurisprudence- Law as Authority-” Oxford University Press 1984
8. Hideo Tanaka “THE JAPANESE LAW SYSTEM - Introductory Cases and Materials -” University of Tokyo Press 1976
9. Roman Tomasic “COMPANY LAW IN EAST ASIA” Dartmouth publishing company 1999
10. World Bank “Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment” 1992

以 上

## 経済経営研究目録

(1980年7月より2007年3月まで)

Vol. No. 発行年月

### ◇経済一般理論・実証◇

|                                                |        |          |
|------------------------------------------------|--------|----------|
| 日本の景気循環の推計                                     | 26 (1) | 2005. 5  |
| －Markov Switching Dynamic Factor Model を用いた検討－ |        |          |
| 経済の情報化と IT の経済効果                               | 22 (1) | 2001. 11 |
| 日米経済と国際競争                                      | 20 (4) | 2000. 3  |
| 現金収支分析の新技法                                     | 16 (3) | 1995. 11 |
| 日米独製造業の国際競争力比較                                 | 12 (1) | 1991. 6  |
| －実質実効為替レートを利用した要因分析－                           |        |          |
| レーガノミックスの乗数分析                                  | 10 (1) | 1989. 5  |
| 為替レートのミスアラインメントと日米製造業の国際競争力                    | 9 (1)  | 1988. 7  |
| 貯蓄のライフ・サイクル仮説とその検証                             | 2 (3)  | 1982. 1  |
| 今後のエネルギー価格と成長径路の選択                             | 1 (1)  | 1980. 7  |
| －期待されるエネルギーから資本への代替－                           |        |          |

### ◇設備投資◇

|                        |        |          |
|------------------------|--------|----------|
| 1990年代不況下の設備投資と銀行貸出    | 26 (7) | 2006. 3  |
| R&D のスピルオーバー効果分析       | 26 (2) | 2005. 6  |
| －日本のハイテク産業における実証－      |        |          |
| 1990年代の設備投資低迷の背景について   | 25 (4) | 2004. 12 |
| －財務データを用いたパネル分析－       |        |          |
| 設備投資と不確実性              | 25 (2) | 2004. 9  |
| －不可逆性・市場競争・資金制約下の投資行動－ |        |          |
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究     | 16 (6) | 1996. 1  |
| －1985～1995年－           |        |          |
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究     | 16 (2) | 1995. 11 |
| －1966～1984年－           |        |          |

|                                               |        |          |
|-----------------------------------------------|--------|----------|
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究<br>－1945～1965 年－           | 15 (1) | 1994. 12 |
| 大都市私鉄の投資と公的助成<br>－地方鉄道補助法とその評価－               | 14 (1) | 1993. 4  |
| 鉄道運賃・収支と設備投資                                  | 13 (2) | 1992. 7  |
| 大都市圏私鉄の設備投資について                               | 12 (3) | 1991. 8  |
| 設備投資と資金調達<br>－連立方程式モデルによる推計－                  | 11 (4) | 1991. 2  |
| 土地評価とトービンの $q$ / Multiple $q$ の計測             | 10 (3) | 1989. 10 |
| 我が国の設備機器リース<br>－その特性と成長要因－                    | 9 (5)  | 1989. 3  |
| 設備の償却率について<br>－わが国建設機械の計測例－                   | 9 (3)  | 1988. 9  |
| 設備投資の決定要因<br>－各理論の実証比較と VAR モデルの適用－           | 6 (5)  | 1986. 3  |
| 設備投資研究 '85<br>－主要国の設備投資とわが国における R&D 投資の構造的特色－ | 6 (4)  | 1985. 9  |
| 設備投資研究 '84<br>－変貌する研究開発投資と設備投資－               | 5 (1)  | 1984. 7  |
| 設備投資研究 '82<br>－調整過程における新たな企業行動－               | 4 (2)  | 1983. 7  |
| 投資促進施策の諸類型とその効果分析                             | 4 (1)  | 1983. 7  |
| 設備投資研究 '81<br>－研究開発投資の経済的效果－                  | 3 (4)  | 1982. 7  |
| 税制と設備投資<br>－調整費用、合理的期待形成を含む投資関数による推定－         | 3 (3)  | 1982. 7  |
| 時系列モデルの更新投資への適用                               | 3 (2)  | 1982. 7  |
| 設備投資研究 '80<br>－投資行動分析の新しい視角－                  | 2 (2)  | 1981. 7  |

## ◇金融・財政◇

|                           |        |          |
|---------------------------|--------|----------|
| 貸し手間の協調の失敗と公的政策           | 27 (1) | 2006. 5  |
| 日本企業のガバナンス構造              | 24 (1) | 2004. 1  |
| ー所有構造、メインバンク、市場競争ー        |        |          |
| 非対称情報下の投資と資金調達            | 23 (3) | 2003. 2  |
| ー負債満期の選択ー                 |        |          |
| ー投資非効率と企業の規模ー             |        |          |
| メインバンク関係は企業経営の効率化に貢献したか   | 21 (1) | 2000. 8  |
| ー製造業に関する実証研究ー             |        |          |
| ドル・ペッグ下における金融危機と通貨危機      | 20 (3) | 1999. 8  |
| アメリカ連邦政府の行政改革             | 20 (1) | 1999. 6  |
| ーGPRA を中心にしてー             |        |          |
| なぜ日本は深刻な金融危機を迎えたのか        | 19 (1) | 1998. 9  |
| ーガバナンス構造の展望ー              |        |          |
| 国際機関投資家の新潮流               | 16 (4) | 1995. 9  |
| アメリカの金融制度改革における銀行隔離論      | 13 (1) | 1992. 6  |
| メインバンクの実証分析               | 12 (4) | 1992. 3  |
| Asset Bubble のミクロ的基礎      | 11 (3) | 1990. 12 |
| 資産価格変動とマクロ経済構造            | 11 (2) | 1990. 7  |
| 貯蓄・投資と金利機能                | 11 (1) | 1990. 6  |
| 金融構造の変化について               | 10 (2) | 1989. 8  |
| 公的部門の金融活動                 | 9 (4)  | 1988. 10 |
| ー米国での動きとわが国との対比ー          |        |          |
| クラウドディング・アウトについての研究       | 8 (1)  | 1987. 11 |
| ー国債発行の国内貯蓄および金融仲介への影響ー    |        |          |
| アメリカの金融システムの特徴と規制緩和       | 7 (1)  | 1986. 10 |
| アメリカの金融自由化と預金保険制度         | 6 (3)  | 1985. 6  |
| 西ドイツの金融自由化と銀行収益および金融制度の安定 | 6 (2)  | 1985. 7  |
| 西ドイツの公的金融                 |        |          |
| ーその規模と特徴ー                 |        |          |

|                         |       |          |
|-------------------------|-------|----------|
| アメリカの公的金融               | 6 (1) | 1985. 7  |
| ーフェデラル・ファイナンス・バンクと住宅金融ー |       |          |
| 金融市場の理論的考察              | 5 (2) | 1984. 7  |
| 債券格付に関する研究              | 2 (1) | 1981. 7  |
| 資本市場に於ける企業の資金調達         | 1 (2) | 1980. 10 |
| ー発行制度と資金コストー            |       |          |

## ◇資源・環境◇

|                         |        |          |
|-------------------------|--------|----------|
| 二酸化炭素排出と環境グズネツツ曲線       | 27 (3) | 2007. 3  |
| ーダイナミック・パネルデータ推定による検証ー  |        |          |
| カーボンファイナンスの評価と今後の可能性    | 25 (5) | 2004. 12 |
| ーモンテカルロ法によるシミュレーション分析ー  |        |          |
| 地域経済と二酸化炭素排出負荷          | 24 (4) | 2004. 3  |
| エネルギー問題に関する理論および実証のサーベイ | 1 (3)  | 1981. 2  |

## ◇会計・企業・財務◇

|                                                           |        |         |
|-----------------------------------------------------------|--------|---------|
| ドイモイ（刷新）政策導入後のベトナムに於ける資本・金融自由化政策概要                        | 27 (4) | 2007. 3 |
| 日本の M&A                                                   | 26 (6) | 2006. 3 |
| ーイベント・スタディによる実証研究ー                                        |        |         |
| ベトナム私法整備の経緯と日本支援の役割                                       | 26 (5) | 2006. 3 |
| ー社会的共通資本としての法学の視点からー                                      |        |         |
| DIP ファイナンスの実証研究                                           | 26 (4) | 2006. 3 |
| 税効果会計と利益操作                                                | 25 (6) | 2005. 3 |
| ー倒産企業による実証分析ー                                             |        |         |
| コーポレート・ガバナンスの世界的動向                                        | 25 (3) | 2004. 9 |
| ー欧米、中国・韓国における法制度を中心とする最近の展開<br>ならびに「会社法制の現代化に関する要綱試案」の動向ー |        |         |
| コーポレート・ガバナンス改革の現状と課題                                      | 24 (5) | 2004. 3 |
| ー経営機構改革の具体例の検討、内部統制システム等<br>に関する考察を中心としてー                 |        |         |

|                                        |        |          |
|----------------------------------------|--------|----------|
| 利益の質による企業評価                            | 24 (3) | 2004. 3  |
| ー利質分析の理論と基本的枠組みー                       |        |          |
| 企業の再生と挫折                               | 24 (2) | 2004. 3  |
| ーUAL におけるターンアラウンド戦略の評価ー                |        |          |
| 商法改正後の新しいコーポレート・ガバナンスと企業経営             | 23 (6) | 2003. 3  |
| ー社外取締役、監査役会など米国型機構、従来型機構の<br>検討を中心としてー |        |          |
| 日本の製造業                                 | 23 (5) | 2003. 3  |
| ー長期データに基づく収益力の再検証ー                     |        |          |
| 利益操作の研究                                | 23 (4) | 2003. 2  |
| ー不当な財務報告に関する考察ー                        |        |          |
| バブル崩壊後の企業財務の推移と課題                      | 18 (3) | 1998. 3  |
| 連結決算 20 年のデータで見る日本企業の資本収益性低下           | 18 (2) | 1998. 3  |
| 日米医療 NPO（非営利組織）の経済分析                   | 17 (2) | 1997. 3  |
| 企業のリストラクチャリングについて                      | 16 (1) | 1995. 5  |
| 日本主要企業の資本構成                            | 12 (2) | 1991. 7  |
| 企業における情報行動の分析                          | 7 (2)  | 1987. 3  |
| ー職場における情報行動に関する調査報告ー                   |        |          |
| ビジネス・リスクと資本構成                          | 3 (1)  | 1982. 4  |
| <br>◇産業構造・労働◇                          |        |          |
| 防衛的技術進歩                                | 26 (3) | 2005. 7  |
| ーグローバル経済下の内生的技術進歩ー                     |        |          |
| 技術進歩と人的資本                              | 25 (1) | 2004. 5  |
| ースキル偏向的技術進歩の実証分析ー                      |        |          |
| 我が国の半導体産業とイノベーション                      | 23 (7) | 2003. 3  |
| ーイノベーション経営研究会報告書ー                      |        |          |
| 我が国製造業の打開策を探る                          | 23 (2) | 2002. 11 |
| ープロダクション・ニューパラダイム研究会報告書ー               |        |          |
| 貿易と雇用                                  | 23 (1) | 2002. 11 |
| ーグローバル化の産業と地域への影響ー                     |        |          |



|                                          |        |          |
|------------------------------------------|--------|----------|
| グローバル化と労働市場                              | 21 (2) | 2000. 11 |
| ー日本の製造業のケースー                             |        |          |
| 偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金                      | 20 (2) | 1999. 6  |
| ーコンピュータ投資にみる技術進歩の影響ー                     |        |          |
| 戦間期日本における農工間賃金格差                         | 19 (3) | 1998. 12 |
| 日本の労働市場と失業                               | 9 (2)  | 1988. 8  |
| ーミスマッチと女子労働供給の実証分析ー                      |        |          |
| 産業調整問題に関する理論および実証                        | 3 (5)  | 1982. 8  |
| <br>◇地域政策◇                               |        |          |
| ハイテク型産業クラスターの形成メカニズム                     | 27 (2) | 2006. 10 |
| ーフィンランド・オウル ICT クラスタにおける歴史的実証ー           |        |          |
| 地域・目的別社会資本ストックの経済効果                      | 19 (2) | 1998. 11 |
| ー公共投資の最適配分に関する実証的分析ー                     |        |          |
| 地域間所得移転と経済成長                             | 18 (1) | 1998. 3  |
| アジアにおける地域の国際ネットワーク化試論                    | 17 (1) | 1997. 3  |
| ーネットワークの理論的考察とその応用としての<br>アジア重層ネットワーク構想ー |        |          |
| 新しい町づくりの試みサステイナブル・コミュニティ                 | 16 (5) | 1995. 10 |
| ー真のベター・クオリティ・オブ・ライフを求めてー                 |        |          |
| 首都圏を中心としたハイテクゾーンの現状と将来                   | 6 (6)  | 1986. 3  |